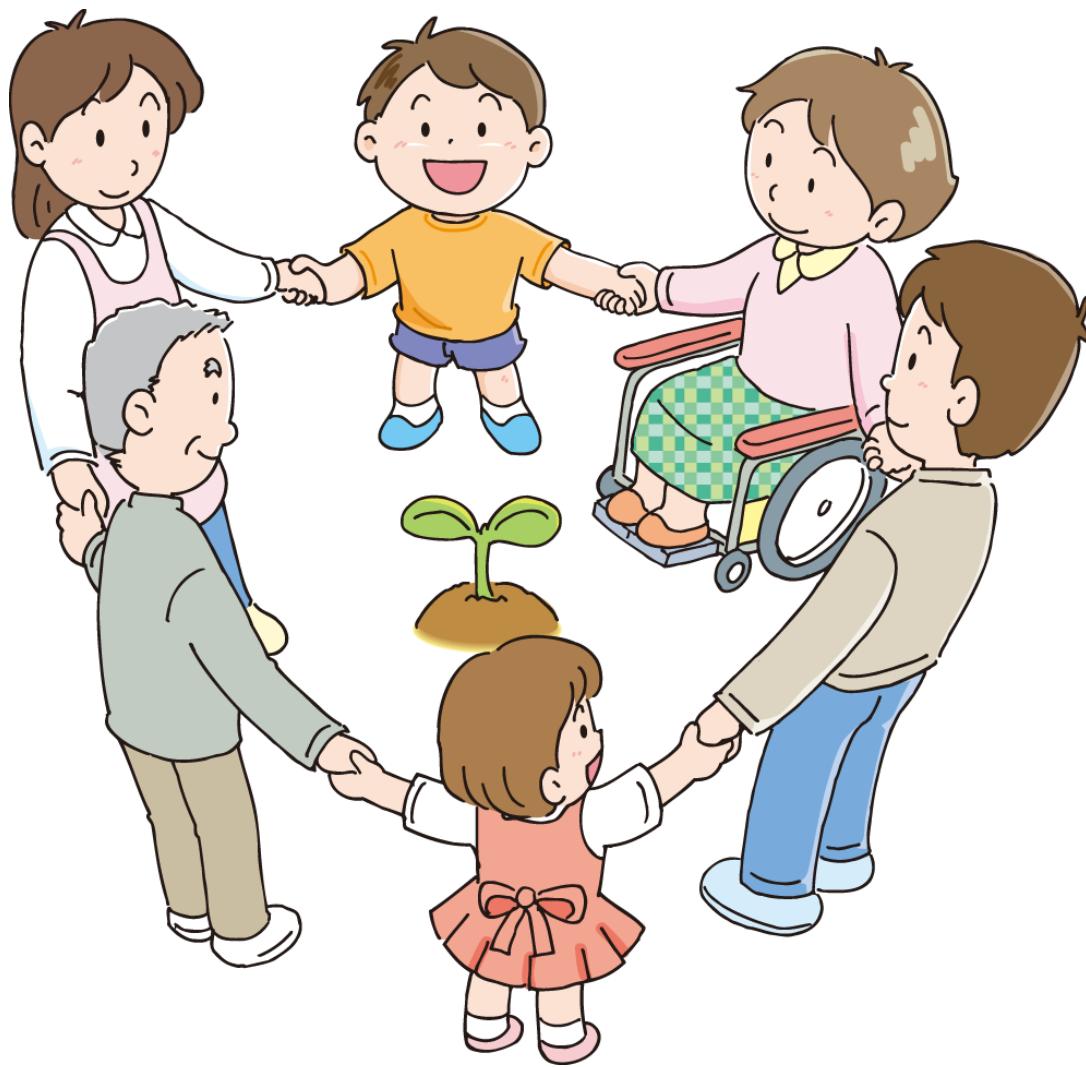


佐伯市障がい者計画(第4次)

佐伯市障がい福祉計画(第7期)

佐伯市障がい児福祉計画(第3期)



令和6年3月
大分県佐伯市

ごあいさつ



佐伯市は、平成30年3月に「佐伯市障がい者計画」(第3次)」を策定し、その計画に基づき障がい者施策に取り組んでまいりました。また、令和3年3月に「佐伯市障がい福祉計画(第6期)」及び「佐伯市障がい児福祉計画(第2期)」を策定し、障がい福祉サービス等の適切な提供に努めてまいりました。令和5年には、国において「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」という基本理念を掲げた「第5次障害者基本計画」が策定されました。

このような状況を受け、本計画は、「佐伯市障がい者計画」を新たに見直すとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法において策定が義務付けられる「佐伯市障がい福祉計画」及び「佐伯市障がい児福祉計画」を一体的なものとして、障がいのある人々が自立した生活を送るとともにノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現に向けた指針となるものです。

本計画を策定するにあたっては、市民の皆さんのご意見を十分に反映するため、「障がい者計画などに関する意識調査」を実施し、本市の課題を整理いたしました。今後、本計画に基づき、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支えあう、人と自然が共生する持続可能なまち「さいきオーガニックシティ」の実現を目指して取り組んでまいりますので、引き続き、市民の皆様をはじめ、関係各位のご協力をお願いいたします。

結びに、この計画を策定するにあたりまして貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、そして熱心なご審議を賜りました佐伯市障がい者計画等策定委員会の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

佐伯市長 田中 利明

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景	3
2 近年の法制度の動き	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画における障がい者の定義	7
6 計画の策定体制	9
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	11
8 「重層的支援体制整備事業」について	11
第2章 障がい者の状況	12
1 人口動態	12
2 障がい者の状況	14
3 障がい者調査からみる生活実態	24
4 障がい福祉サービス提供事業所の状況	33
第3章 計画の推進体制	37
1 関係機関との連携	37
2 計画の進捗管理及び点検	38

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	41
2 計画の基本目標	41
3 施策の体系	42
第2章 分野別施策の方向	43
1 生活支援	43
2 保健・医療	48
3 教育、スポーツ・文化活動等の振興	52
4 雇用・就業、経済的自立の支援	56
5 生活環境	61
6 情報アクセシビリティ	65
7 安全・安心	68
8 差別の解消及び権利擁護の推進	72
9 行政サービス等における配慮	76

第3部 障がい福祉計画（第7期）

第1章 計画の基本的考え方	79
第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計等	81
1 成果目標	81
2 障がい福祉サービス等の推進	85
3 地域生活支援事業	96

第4部 障がい児福祉計画（第3期）

第1章 計画の基本的考え方	109
第2章 児童福祉法上のサービスの事業量の推計等	110
1 成果目標	110
2 障がい児通所サービス等の推進	112

資 料

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱	117
佐伯市障がい者計画等策定委員会設置要綱	119
佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障がい者計画等策定委員会 委員名簿	122

第1部 総 論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

佐伯市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成30年3月に「佐伯市障がい者計画(第3次)」を策定し、「障がいのある人々が自立した生活を送るとともに、ノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す」ことを基本理念とし、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和3年3月に「佐伯市障がい福祉計画(第6期)」、「佐伯市障がい児福祉計画(第2期)」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んでいるところです。

国では、発達障害者支援法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の改正など、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法は、平成28年に障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行うため、令和4年に障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため、それぞれ改正されました。

また、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それに合った障がい福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

現行の「佐伯市障がい者計画(第3次)」、「佐伯市障がい福祉計画(第6期)」、「佐伯市障がい児福祉計画(第2期)」が令和5年度に終了することから、このような国の障がい者施策の動向や、佐伯市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革に基づき令和6年度を初年度とする「佐伯市障がい者計画(第4次)・障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)」を新たに策定するものです。

2 近年の法制度の動き

■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

(平成23年6月制定、平成24年10月施行)

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行

①(平成25年6月改正、平成28年4月施行)

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとなるよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

②(令和3年6月改正、令和6年4月施行)

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることが規定された。

■障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

① 平成25年6月改正、平成28年4月(一部平成30年4月)施行

雇用分野での障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から障害者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月改正、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体での障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域で成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正

(平成28年6月改正、同年8月施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正

①(平成28年6月改正、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年12月改正、令和6年4月施行)

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等が規定された。

■児童福祉法の改正

①(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児、医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

②(令和4年6月制定、令和6年4月施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が規定された。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

(平成30年6月制定、施行)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

(平成30年5月改正、同年11月(一部平成31年4月)施行)

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組の実施に当たり、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」に資する旨を明記した。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

(令和元年6月制定、施行)

視覚障がい者等(視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すことを目的として制定された。

■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する施策の推進に関する法律の施行

(令和4年5月制定、施行)

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された。

3 計画の位置づけ

(1)障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第 11 条に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2)障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、佐伯市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、障がい福祉計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3)障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるようされています。

児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(4)他計画との関係

この計画は、国の「障害者基本計画」、県の「大分県障がい者基本計画」「大分県障がい福祉計画」「大分県障がい児福祉計画」を踏まえ、「佐伯市総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。

4 計画の期間

障がい者計画(第4次)に関しては、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

市町村障がい福祉計画は3年を1期として作成することを基本としつつ、市町村が地域の実情等によって柔軟な期間設定が可能となっていることから、障がい福祉計画(第7期)、障がい児福祉計画(第3期)に関しては、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい者計画(第3次)	障がい者計画(第4次)							
障がい福祉計画(第6期)	障がい福祉計画(第7期)			障がい福祉計画(第8期)				
障がい児福祉計画(第2期)	障がい児福祉計画(第3期)			障がい児福祉計画(第4期)				

5 計画における障がい者の定義

この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者)、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

(1)～(3)略

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

佐伯市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることが期待されます。

6 計画の策定体制

(1) 佐伯市障がい者計画等策定委員会の開催

佐伯市障がい者計画、佐伯市障がい福祉計画、佐伯市障がい児福祉計画の策定に当たっては、福祉関係団体、地域住民組織、医療関係団体等の代表等からなる「佐伯市障がい者計画等策定委員会」を開催し、その意見を計画に反映させました。

(2) パブリックコメントの実施

佐伯市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和6年1月4日から令和6年2月5日まで意見の募集を実施しました。

(3)アンケート調査の実施

障がい者の生活状況や障がい福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するとともに、障がい福祉サービスを提供している事業所の運営意識・実態についても調査し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■ 調査対象

- ① 障がい者調査：身体障害者手帳を所持する障がい者(介護保険適用となる65歳以上を除く)
療育手帳を所持する障がい者
精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい者
児童通所サービス利用者(その保護者)
- ② 事業所調査：障がい福祉サービスを提供している事業所

■ 調査方法

- ① 障がい者調査：郵送による配布、回収
- ② 事業所調査：郵送による配布、回収

■ 調査期間

- ① 障がい者調査：令和5年5月21日(金)～令和5年6月16日(金)
- ② 事業所調査：令和5年6月9日(金)～令和5年6月30日(金)

■ 回収状況

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
① 障がい者調査	1,840人	745人	40.4%
② 事業所調査	32施設	23施設	71.8%

7 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のこと。2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めています。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



8 「重層的支援体制整備事業」について

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法であり、令和3年4月の社会福祉法改正により位置付けられた市町村が取り組む任意事業です。これにより市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となりました。

市町村が行っている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層支援体制」を構築し、推進していきます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、重層的支援体制の整備等の視点を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、佐伯市全体の福祉の向上をめざすものとします。

第2章 障がい者の状況

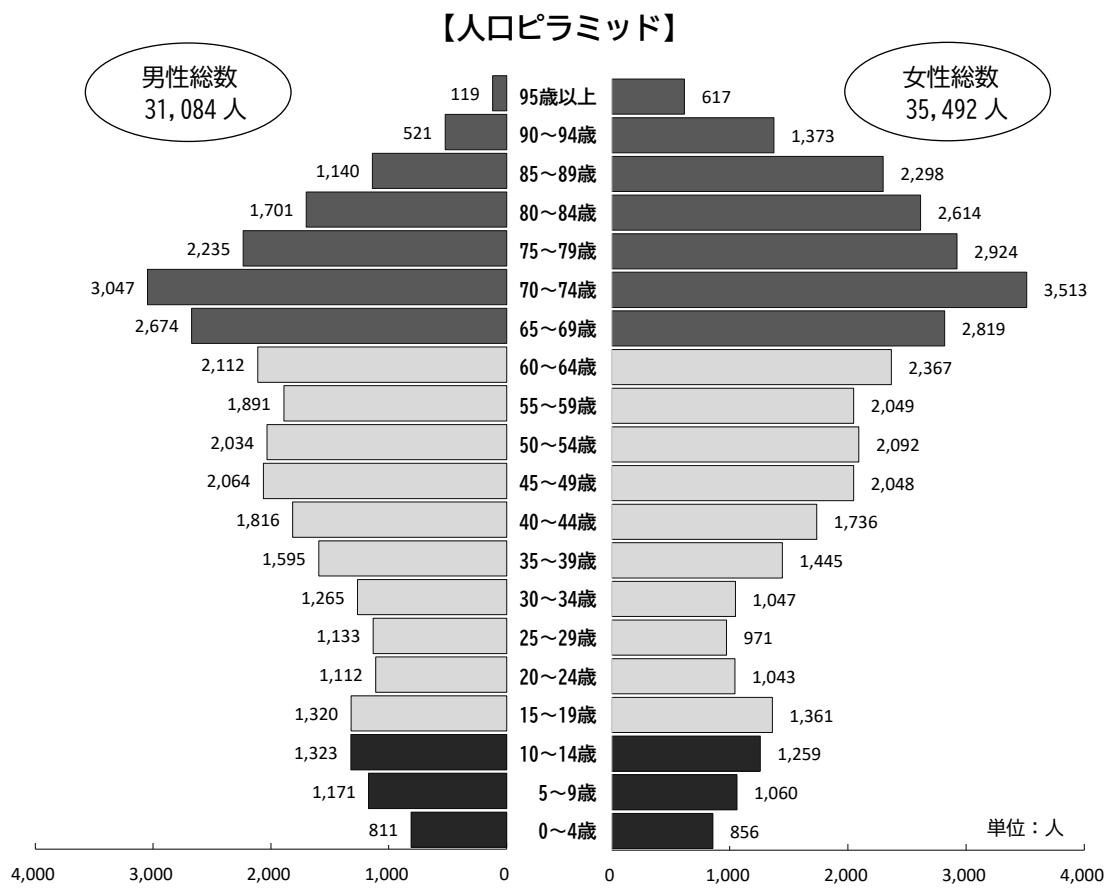
1 人口動態

(1) 人口構造(5歳階級別男女別人口)

本市の人口は、令和5年3月末日現在で、男性 31,084 人、女性 35,492 人の合計 66,576 人です。

年齢階層別にみると、男性、女性ともに「70～74 歳」が最も多く、次いで男性は「65～69 歳」、女性は「75～79 歳」が多くなっています。

また、15 歳未満の年齢階層は、男女とも年齢階層が低くなるとともに、人口が減少しており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。「0～4歳」をみると、男性 811 人、女性 856 人と、90 歳未満の5歳階級別人口では最も少ない年齢層となっています。



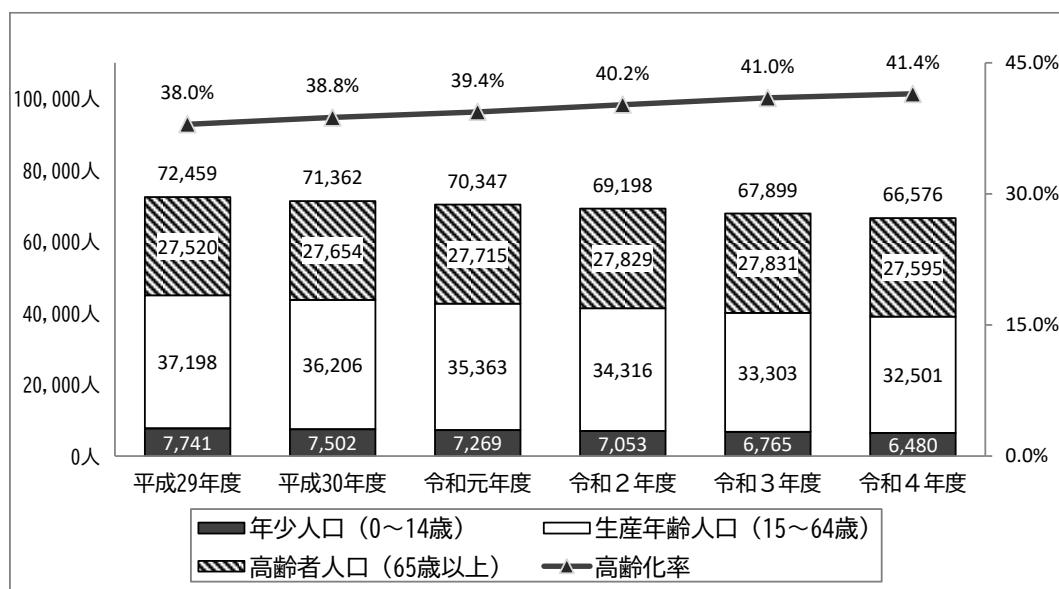
資料：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

(2)年齢3区分別人口推移

本市の総人口は、平成 29 年度の 72,459 人から令和4年度の 66,576 人と年々減少傾向にあります。年齢3区分別人口でみると、0~14 歳、15~64 歳は減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで推移しています。

これに伴い、高齢化率(65 歳以上の人口が総人口に占める割合)は 38.0% から 41.4% と 3.4 ポイント上昇しています。

【年齢3区分別人口推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

2 障がい者の状況

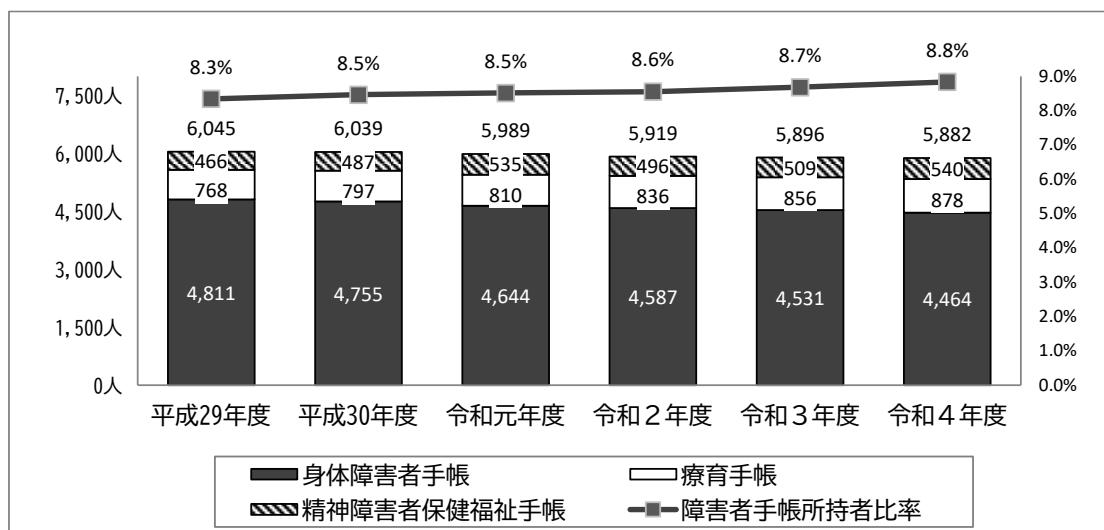
(1)障害者手帳保持者の状況

障害者手帳保持者数は、全体では平成30年度をピークに微減傾向にあり、令和4年度は5,882人となっています。しかし、障がい種類別にみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率は、平成29年度以降増加傾向で推移しており、令和4年度には8.8%となっています。

令和4年度における手帳種類別の構成比をみると、身体障害者手帳保持者が障がい者全体の75.9%を占めています。次いで療育手帳保持者が14.9%、精神障害者保健福祉手帳保持者が9.2%となっています。

【障害者手帳保持者の推移】



	単位：人					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳保持者	4,811	4,755	4,644	4,587	4,531	4,464
療育手帳保持者	768	797	810	836	856	878
精神障害者保健福祉手帳保持者	466	487	535	496	509	540
合 計	6,045	6,039	5,989	5,919	5,896	5,882

【構成比】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳保持者	79.6%	78.7%	77.5%	77.5%	76.8%	75.9%
療育手帳保持者	12.7%	13.2%	13.5%	14.1%	14.5%	14.9%
精神障害者保健福祉手帳保持者	7.7%	8.1%	8.9%	8.4%	8.6%	9.2%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

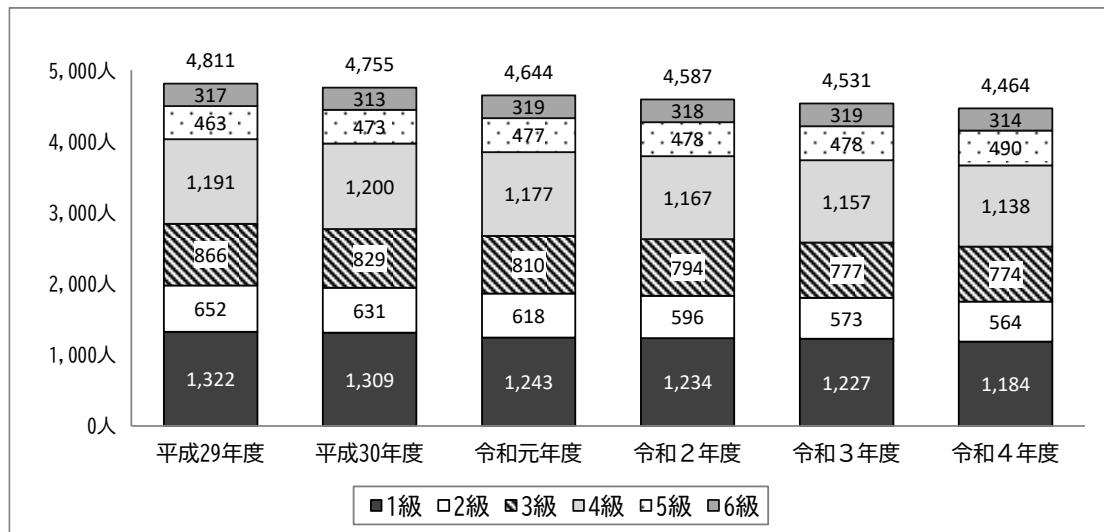
※ 各年度3月末現在

(2)身体障がい者の状況

身体障害者手帳保持者の推移をみると、平成 29 年度の 4,811 人以降、その後は減少傾向にあります。

等級別にみると、令和4年度では、最も多いのは「1級」の 1,184 人、全体の 26.5% を占めています。次いで「4級」が 1,138 人、全体の 25.5% となっています。

【身体障害者手帳保持者の推移（等級別）】



単位：人

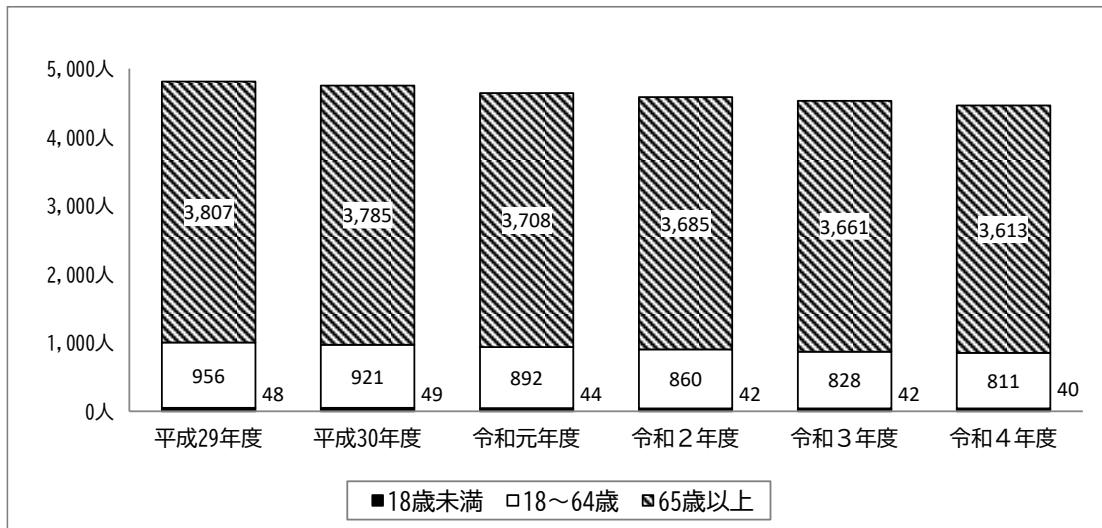
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1級	1,322	1,309	1,243	1,234	1,227	1,184
2級	652	631	618	596	573	564
3級	866	829	810	794	777	774
4級	1,191	1,200	1,177	1,167	1,157	1,138
5級	463	473	477	478	478	490
6級	317	313	319	318	319	314
合計	4,811	4,755	4,644	4,587	4,531	4,464

【構成比】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1級	27.5%	27.5%	26.8%	26.9%	27.1%	26.5%
2級	13.6%	13.3%	13.3%	13.0%	12.6%	12.6%
3級	18.0%	17.4%	17.4%	17.3%	17.1%	17.3%
4級	24.8%	25.2%	25.3%	25.4%	25.5%	25.5%
5級	9.6%	9.9%	10.3%	10.4%	10.5%	11.0%
6級	6.6%	6.6%	6.9%	6.9%	7.0%	7.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 各年度 3 月末現在

年齢別にみると、令和4年度では、最も多いのは「65歳以上」の3,613人、全体の80.9%を占めています。次いで「18~64歳」が811人、18.2%、「18歳未満」が40人、0.9%となっています。

【身体障害者手帳保持者の推移（年齢別）】



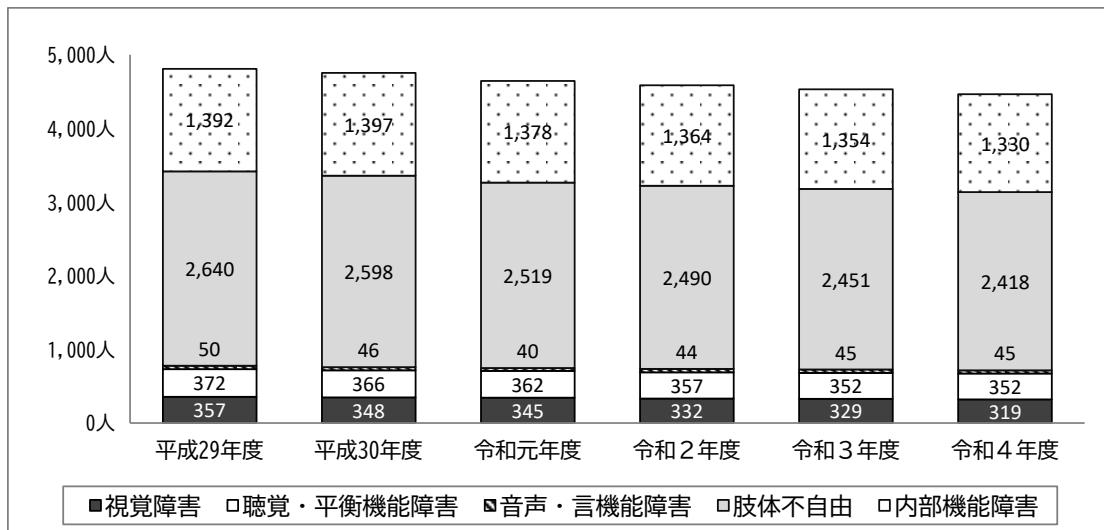
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	48	49	44	42	42	40
18~64歳	956	921	892	860	828	811
65歳以上	3,807	3,785	3,708	3,685	3,661	3,613
合計	4,811	4,755	4,644	4,587	4,531	4,464

【構成比】	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
18~64歳	19.9%	19.4%	19.2%	18.7%	18.3%	18.2%
65歳以上	79.1%	79.6%	79.8%	80.3%	80.8%	80.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 各年度3月末現在

障がい種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、令和4年度 2,418 人、全体の 54.2% を占めています。次いで「内部障害」が 1,330 人、全体の 29.8% を占めています。

【身体障害者手帳保持者の推移（障がい種類別）】



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	357	348	345	332	329	319
聴覚・平衡機能障害	372	366	362	357	352	352
音声・言機能障害	50	46	40	44	45	45
肢体不自由	2,640	2,598	2,519	2,490	2,451	2,418
内部機能障害	1,392	1,397	1,378	1,364	1,354	1,330
合 計	4,811	4,755	4,644	4,587	4,531	4,464

【構成比】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	7.4%	7.3%	7.4%	7.2%	7.3%	7.1%
聴覚・平衡機能障害	7.7%	7.7%	7.8%	7.8%	7.8%	7.9%
音声・言機能障害	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
肢体不自由	54.9%	54.6%	54.2%	54.3%	54.1%	54.2%
内部機能障害	28.9%	29.4%	29.7%	29.7%	29.9%	29.8%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 各年度3月末現在

令和4年度について、さらに細かく、障がい種類別・年齢別にみたのが下表です。

最も多いのは、65歳以上の肢体不自由で1,913人となっており、次いで65歳以上の内部障がいで1,087人となっています。

【障がい種類別・等級別・年齢別身体障害者手帳所持者数（令和4年度）】

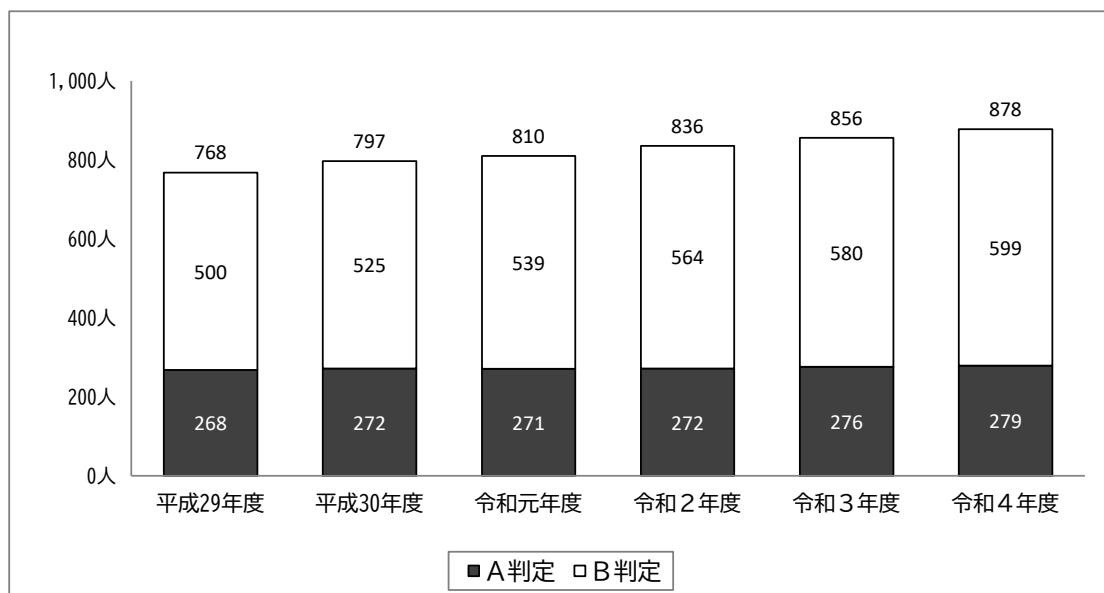
	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18~64歳	16	17	1	2	7	2	45
	65歳以上	104	83	14	17	31	25	274
	合計	120	100	15	19	38	27	319
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	3	2	1	0	0	6
	18~64歳	3	15	2	8	0	12	40
	65歳以上	22	42	47	51	0	144	306
	合計	25	60	51	60	0	156	352
音声・言機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18~64歳	0	1	5	6	0	0	12
	65歳以上	0	3	20	10	0	0	33
	合計	0	4	25	16	0	0	45
肢体不自由	18歳未満	13	5	4	0	0	1	23
	18~64歳	99	96	60	102	91	34	482
	65歳以上	250	272	303	631	361	96	1,913
	合計	362	373	367	733	452	131	2,418
内部機能障害	18歳未満	6	0	5	0	0	0	11
	18~64歳	123	9	46	54	0	0	232
	65歳以上	548	18	265	256	0	0	1,087
	合計	677	27	316	310	0	0	1,330
合計	18歳未満	19	8	11	1	0	1	40
	18~64歳	241	138	114	172	98	48	811
	65歳以上	924	418	649	965	392	265	3,613
	合計	1,184	564	774	1,138	490	314	4,464

(3)知的障がい者の状況

療育手帳保持者の推移をみると、全体では平成29年度の768人から令和4年度には878人と増加傾向で推移しています。

障がい程度別にみると、令和4年度では「A判定」が279人、全体の31.8%、「B判定」が599人で、68.2%となっています。

【療育手帳保持者数（障がい程度別）】



単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	268	272	271	272	276	279
B判定	500	525	539	564	580	599
合計	768	797	810	836	856	878

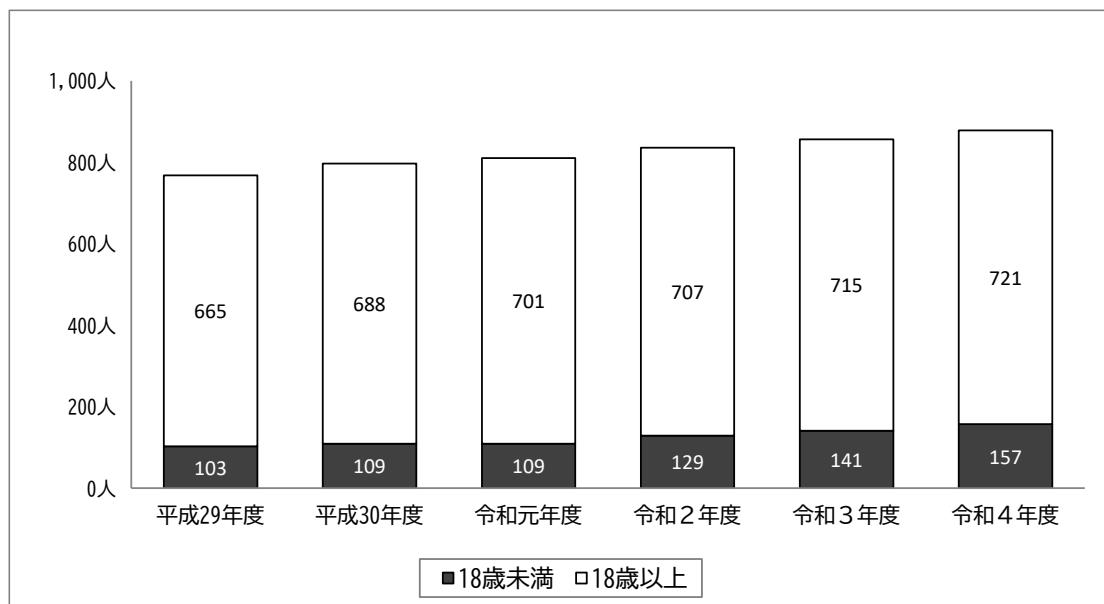
【構成比】	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	34.9%	34.1%	33.5%	32.5%	32.2%	31.8%
B判定	65.1%	65.9%	66.5%	67.5%	67.8%	68.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 各年度3月末現在

注) A判定…最重度・重度、B判定…中度・軽度

療育手帳保持者を年齢別にみると、令和4年度では「18歳以上」が721人、全体の82.1%、「18歳未満」は157人、全体の17.9%となっています。

【療育手帳保持者の推移（年齢別）】



単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	103	109	109	129	141	157
18 歳以上	665	688	701	707	715	721
合 計	768	797	810	836	856	878

【構成比】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18 歳未満	13.4%	13.7%	13.5%	15.4%	16.5%	17.9%
18 歳以上	86.6%	86.3%	86.5%	84.6%	83.5%	82.1%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 各年度3月末現在

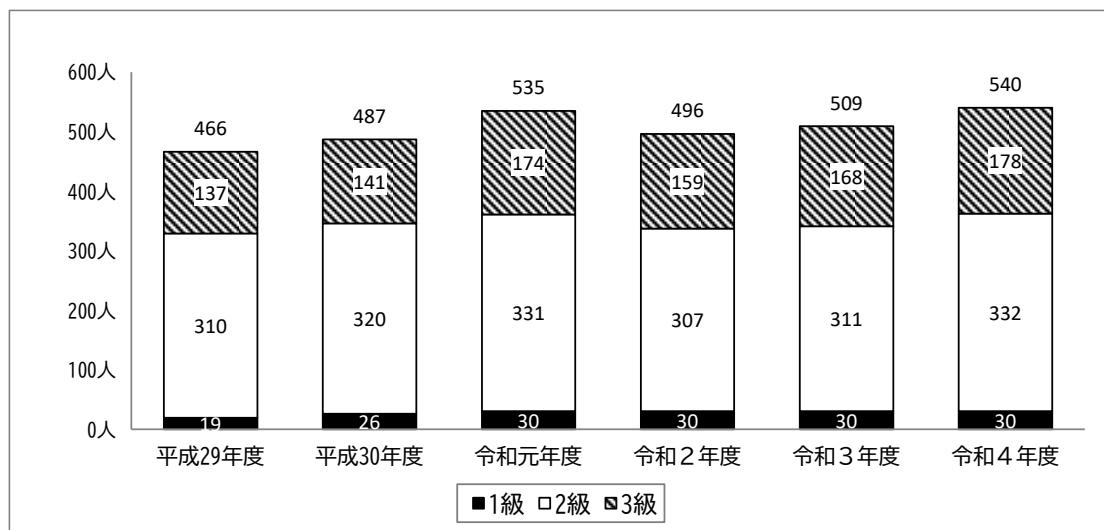
(4)精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者の推移をみると、全体では平成 29 年度の 466 人から令和4年度には 540 人と年度ごとのバラつきはあるものの増加しています。

等級別にみても、全ての等級において、年度ごとのバラつきはあるものの増加しており、令和4年度において、最も多いのは「2級」で 332 人、全体の 61.5% を占めています。次いで「3級」が 178 人、全体の 33.0%、「1級」が 30 人、全体の 5.6% となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳は保持していないものの、自立支援医療(精神通院)制度を利用している方も、増加しており、令和4年度では 1,023 人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳保持者の推移（等級別）】



単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	19	26	30	30	30	30
2 級	310	320	331	307	311	332
3 級	137	141	174	159	168	178
合 計	466	487	535	496	509	540

【構成比】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	4.1%	5.3%	5.6%	6.0%	5.9%	5.6%
2 級	66.5%	65.7%	61.9%	61.9%	61.1%	61.5%
3 級	29.4%	29.0%	32.5%	32.1%	33.0%	33.0%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【自立支援医療（精神通院）制度の利用者】

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	912	935	988	1,037	1,000	1,023

※ 各年度 3 月末現在

(5)難病(特定疾患)、発達障がいについて

障害者基本法の障がい者定義は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」となっています。また、障害者総合支援法の対象疾病(難病等)は、令和3年11月から、366に拡大しています。

佐伯市では、令和3年度の特定医療費(指定難病)受給者証所持者は494人となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者証所持者の主な疾病】

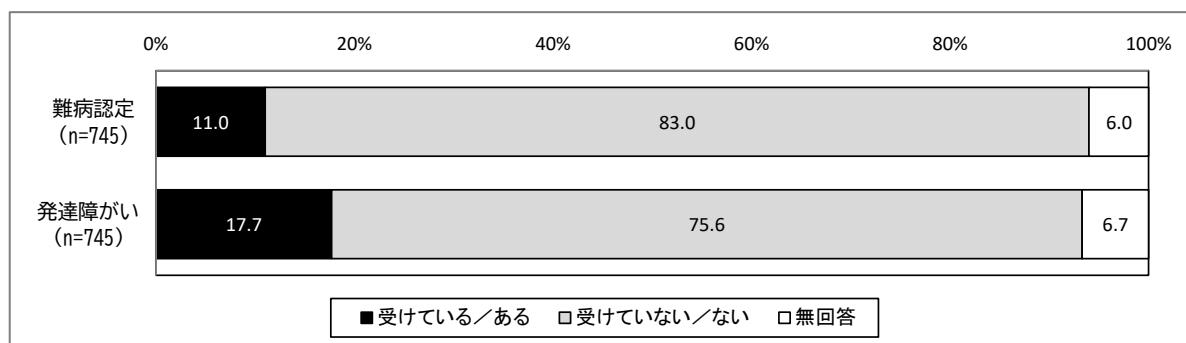
	単位：人		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
パーキンソン病	93	86	86
潰瘍性大腸炎	67	72	72
後縦靭帯骨化症	54	62	62
全身性エリテマトーデス	48	49	49
クローン病	28	30	30
重症筋無力症	21	23	23
皮膚筋炎・多発性筋炎	20	22	22
ペーチェット病	22	22	22
サルコイドーシス	19	20	20
悪性関節リウマチ	19	19	19
網膜色素変性症	16	18	18
広範脊柱管狭窄症	16	17	17
シェーグレン症候群	16	16	16
脊髄小脳変性症	13	14	14
特発性大腿骨頭壊死症	12	13	13
全身性強皮症	11	11	11
合 計	475	494	494

※ 各年度3月末現在

注) 令和3年度において、11人以上の疾病のみ表示

また、障がい者調査によると、難病(特定疾患)の認定を受けている人 11.0%、発達障がいとして診断されたことがある人は 17.7% となっています。

【障がい者調査による難病認定、発達障がいの状況】

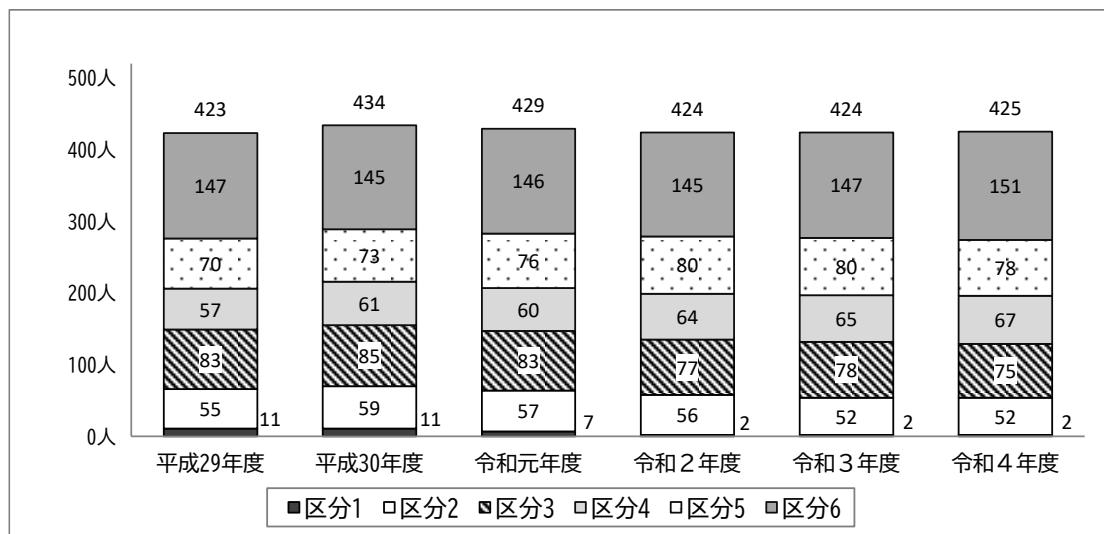


(6)障害支援区分の認定者の状況

障害支援区分の認定者数は、平成29年度の423人から年度ごとにはらつきがみられ、令和4年度では425人とほぼ横ばいで推移しています。

区別の認定者数をみると、令和4年度では、最も多いのは「区分6」の151人、全体の35.5%を占めています。次いで「区分5」が78人、全体の18.4%となっています。

【障害支援区分の認定者数の推移】



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	11	11	7	2	2	2
区分2	55	59	57	56	52	52
区分3	83	85	83	77	78	75
区分4	57	61	60	64	65	67
区分5	70	73	76	80	80	78
区分6	147	145	146	145	147	151
合 計	423	434	429	424	424	425

【構成比】	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	2.6%	2.5%	1.6%	0.5%	0.5%	0.5%
区分2	13.0%	13.6%	13.3%	13.2%	12.3%	12.2%
区分3	19.6%	19.6%	19.3%	18.2%	18.4%	17.6%
区分4	13.5%	14.1%	14.0%	15.1%	15.3%	15.8%
区分5	16.5%	16.8%	17.7%	18.9%	18.9%	18.4%
区分6	34.8%	33.4%	34.0%	34.2%	34.7%	35.5%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 各年度3月末現在

3 障がい者調査からみる生活実態

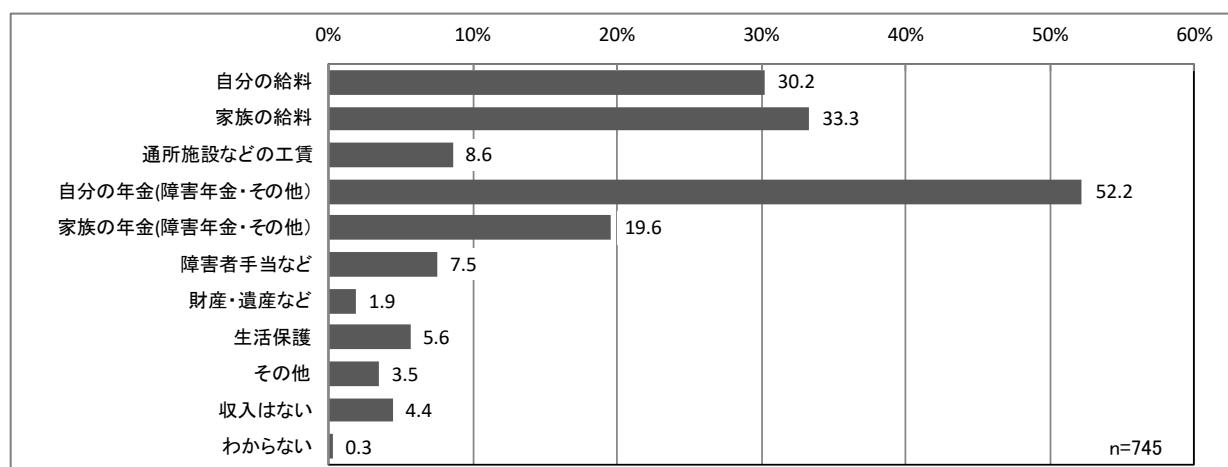
(1) 収入の状況

どのような収入で生活しているかをみると、「自分の年金(障害年金・その他)」が 52.2%で最も多く、次いで「家族の給料」33.3%、「自分の給料」30.2%の順となっています。

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、18 歳未満では「家族の給料」(89.1%)が最も多くなっています。また、「自分の給料」は 30 歳代で 46.5%、50 歳代で 35.3%と多くなっています。
- 障がい種類別にみると、身体障がいで「自分の給料」が 36.6%と多くなっています。

問 あなたはどのような収入で生活されていますか。(あてはまるものすべてに○)



属性	区分	サンプル数	自分の給料	家族の給料	通所施設などの工賃	自分の年金・その他の障害年	家族の年金・その他の障害年	障害者手当など	財産・遺産など	生活保護	その他	収入はない	わからない
総数	全体	745	30.2	33.3	8.6	52.2	19.6	7.5	1.9	5.6	3.5	4.4	0.3
年齢	18歳未満	64	3.1	89.1	-	-	-	14.1	-	-	-	17.2	-
	18~29歳	52	32.7	69.2	19.2	50.0	11.5	17.3	-	1.9	5.8	-	-
	30歳代	71	46.5	45.1	16.9	54.9	22.5	9.9	-	7.0	-	4.2	-
	40歳代	116	34.5	24.1	12.9	64.7	23.3	6.9	1.7	4.3	0.9	4.3	0.9
	50歳代	139	35.3	20.1	10.1	43.9	20.1	5.0	2.2	11.5	5.0	5.0	0.7
	60歳以上	276	28.3	21.7	4.3	65.9	23.9	5.8	2.9	5.1	5.4	2.2	-
障がい種別	身体障がい	413	36.6	28.6	3.6	54.7	19.4	7.7	2.7	4.8	4.1	3.6	0.2
	知的障がい	162	19.1	43.2	19.8	54.3	18.5	16.0	-	4.3	0.6	2.5	0.6
	精神障がい	157	24.8	29.3	14.6	61.1	26.8	5.1	2.5	10.2	5.7	4.5	-
	難病	82	29.3	31.7	2.4	56.1	23.2	8.5	2.4	6.1	4.9	3.7	-
	発達障がい	132	20.5	48.5	15.9	47.0	17.4	12.9	-	4.5	2.3	6.1	-

※ グレーは全体よりも 0.5 ポイント以上多いもの

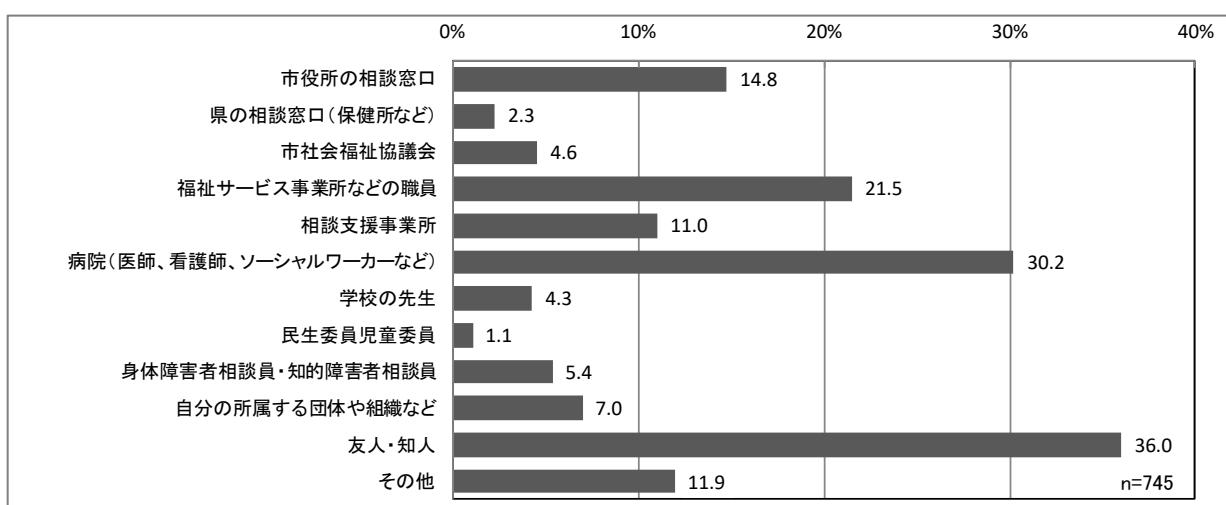
(2) 悩みごとや心配ごとの相談相手

悩みごとや心配ごとがある時の家族や親戚以外の相談相手としては、「友人・知人」が 36.0% で最も多く、次いで「病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)」30.2%、「福祉サービス事業所などの職員」21.5%の順となっています。

【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、精神障がいでは「病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)」(49.0%)、知的障がいでは「福祉サービス事業所などの職員」(45.1%)が多くなっています。

問 あなたは悩みごとや心配ごとがある時、家族や親戚以外に、誰に相談していますか。
(あてはまるものすべてに○)



属性	区分	サンプル数	市役所の相談窓口(保健所など)	県の相談窓口(保健所)	市社会福祉協議会	福祉サービス事業所などの職員	相談支援事業所	病院(医師、看護師、ソーシャルワーカーなど)	学校の先生	民生委員児童委員	身体障害者相談員・知的障害者相談員	自分の所属する団体や組織など	友人・知人	その他
総数	全体	745	14.8	2.3	4.6	21.5	11.0	30.2	4.3	1.1	5.4	7.0	36.0	11.9
年齢	18歳未満	64	9.4	3.1	-	28.1	17.2	26.6	42.2	-	1.6	6.3	29.7	14.1
	18～29歳	52	9.6	1.9	-	40.4	28.8	32.7	3.8	1.9	9.6	11.5	28.8	7.7
	30歳代	71	8.5	1.4	-	25.4	15.5	35.2	1.4	-	7.0	8.5	35.2	14.1
	40歳代	116	18.1	2.6	5.2	26.7	8.6	35.3	1.7	1.7	5.2	6.0	26.7	12.9
	50歳代	139	16.5	4.3	4.3	23.0	12.9	30.9	-	1.4	6.5	7.9	42.4	6.5
	60歳以上	276	15.9	1.4	6.9	12.7	4.3	26.4	-	1.1	3.6	5.8	41.3	13.8
障がい種類別	身体障がい	413	14.8	2.2	5.8	11.9	5.8	28.6	1.9	1.0	4.4	6.8	45.5	12.6
	知的障がい	162	13.6	0.6	1.2	45.1	24.7	20.4	10.5	1.9	6.8	9.9	17.9	10.5
	精神障がい	157	13.4	4.5	3.2	22.9	11.5	49.0	1.9	0.6	3.8	7.0	27.4	12.1
	難病	82	23.2	9.8	7.3	15.9	9.8	39.0	2.4	-	6.1	6.1	40.2	9.8
	発達障がい	132	12.9	3.0	1.5	37.1	21.2	33.3	13.6	1.5	9.1	7.6	21.2	10.6

※ は全体よりも 0.5 ポイント以上多いもの

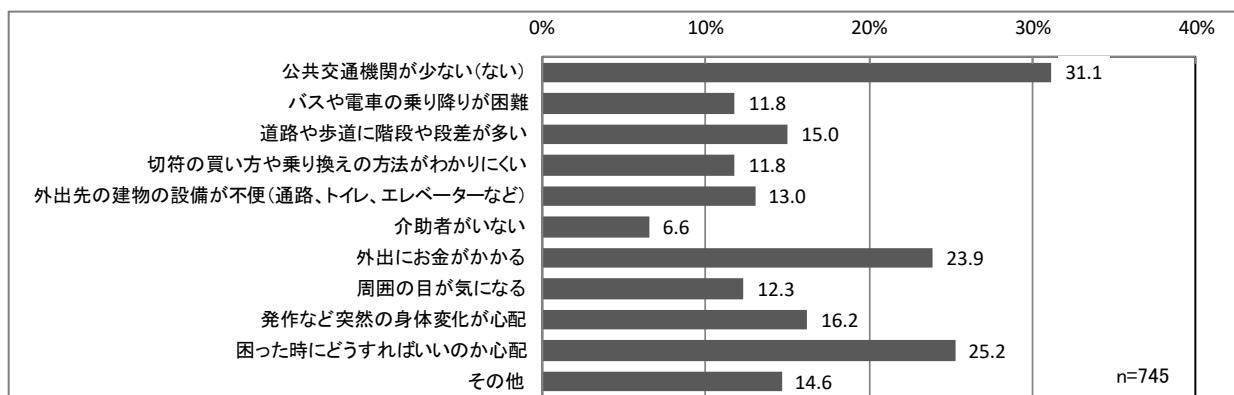
(3)外出時に困ることや心配

外出する時に、困ることや心配なこととしては、「公共交通機関が少ない(ない)」が 31.1%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」25.2%、「外出にお金がかかる」23.9%の順となっています。

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、18歳未満では「困った時にどうすればいいのか心配」との回答が50.0%と最も多くなっています。
- 障がい種類別にみると、「困った時にどうすればいいのか心配」と回答した人が発達障がいで47.0%、知的障がいで42.6%、精神障がいで36.9%と多くなっています。

問 あなたが外出する時に、困ることや心配は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



属性	区分	サンプル数	公共交通機関が少ない(ない)	バスや電車の乗り降りが困難	道路や歩道に段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者がいない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他
総数	全体	745	31.1	11.8	15.0	11.8	13.0	6.6	23.9	12.3	16.2	25.2	14.6
年齢	18歳未満	64	21.9	9.4	6.3	18.8	14.1	3.1	18.8	15.6	4.7	50.0	21.9
	18~29歳	52	36.5	13.5	9.6	25.0	9.6	13.5	21.2	23.1	17.3	51.9	15.4
	30歳代	71	29.6	8.5	2.8	14.1	9.9	8.5	26.8	16.9	21.1	33.8	15.5
	40歳代	116	31.9	9.5	13.8	10.3	11.2	6.9	28.4	16.4	21.6	20.7	19.0
	50歳代	139	38.1	14.4	21.6	10.1	17.3	5.0	25.2	16.5	16.5	23.7	7.2
	60歳以上	276	30.1	13.0	19.2	9.1	13.8	5.4	22.5	4.7	14.1	14.9	15.2
障がい種類別	身体障がい	413	29.5	12.1	21.8	7.7	18.2	6.3	21.3	5.3	15.0	15.5	15.0
	知的障がい	162	31.5	11.1	11.7	19.1	13.0	6.8	17.9	11.7	11.7	42.6	14.2
	精神障がい	157	38.2	13.4	8.9	17.2	9.6	10.8	38.9	30.6	29.3	36.9	15.3
	難病	82	35.4	15.9	23.2	11.0	26.8	7.3	24.4	6.1	14.6	20.7	11.0
	発達障がい	132	36.4	12.9	5.3	19.7	10.6	8.3	31.1	20.5	10.6	47.0	14.4

※ グレーは全体よりも0.5ポイント以上多いもの

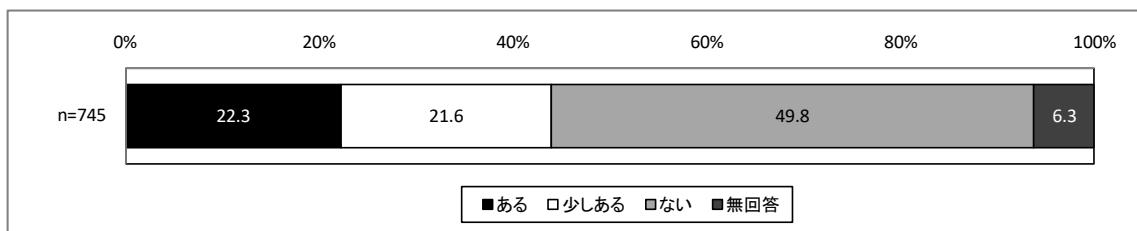
(4) 障がいがあることで差別など

障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする(した)こととしては、「ない」が 49.8%で最も多く、次いで「ある」22.3%、「少しある」21.6%の順となっています。

【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、「ある」と回答した人が精神障がいで 35.7%、発達障がいで 32.6%、知的障がいで 29.0%と多くなっています。

問 あなたは、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）ことがありますか。



属性	区分	サンプル数	ある	少しある	ない	無回答
総数	全体	745	22.3	21.6	49.8	6.3
年齢	18歳未満	64	18.8	23.4	56.3	1.6
	18~29歳	52	38.5	25.0	34.6	1.9
	30歳代	71	32.4	23.9	40.8	2.8
	40歳代	116	31.0	20.7	37.9	10.3
	50歳代	139	23.7	24.5	42.4	9.4
	60歳以上	276	13.0	19.2	62.3	5.4
障がい種類別	身体障がい	413	16.7	20.3	57.1	5.8
	知的障がい	162	29.0	22.8	38.9	9.3
	精神障がい	157	35.7	19.7	40.8	3.8
	難病	82	22.0	17.1	52.4	8.5
	発達障がい	132	32.6	22.7	35.6	9.1

※ ■ は全体よりも 0.5 ポイント以上多いもの

(5)災害時の避難など

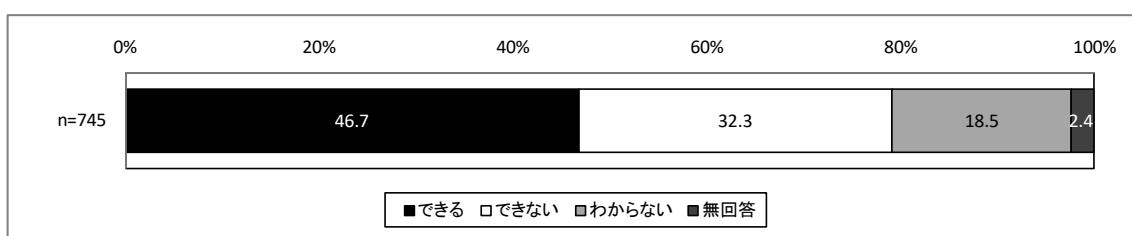
①災害時の一人での避難

災害時の一人での避難では、「できる」が 46.7%で最も多く、次いで「できない」32.3%、「わからない」18.5%の順となっています。

【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、「できない」と回答した人が知的障がいで 56.8%、発達障がいで 47.0%と多くなっています。

問 あなたは、火事や風水害・地震などの災害時に一人で避難できますか。



属性	区分	サンプル数	できる	できない	わからない	無回答
総数	全体	745	46.7	32.3	18.5	2.4
年齢	18歳未満	64	6.3	73.4	18.8	1.6
	18~29歳	52	30.8	40.4	28.8	-
	30歳代	71	57.7	28.2	11.3	2.8
	40歳代	116	46.6	26.7	25.0	1.7
	50歳代	139	46.8	25.9	23.0	4.3
	60歳以上	276	57.6	27.9	13.4	1.1
障がい種類別	身体障がい	413	54.2	29.8	13.8	2.2
	知的障がい	162	24.7	56.8	17.9	0.6
	精神障がい	157	46.5	19.1	31.2	3.2
	難病	82	51.2	36.6	9.8	2.4
	発達障がい	132	30.3	47.0	22.0	0.8

※ ■ は全体よりも 0.5 ポイント以上多いもの

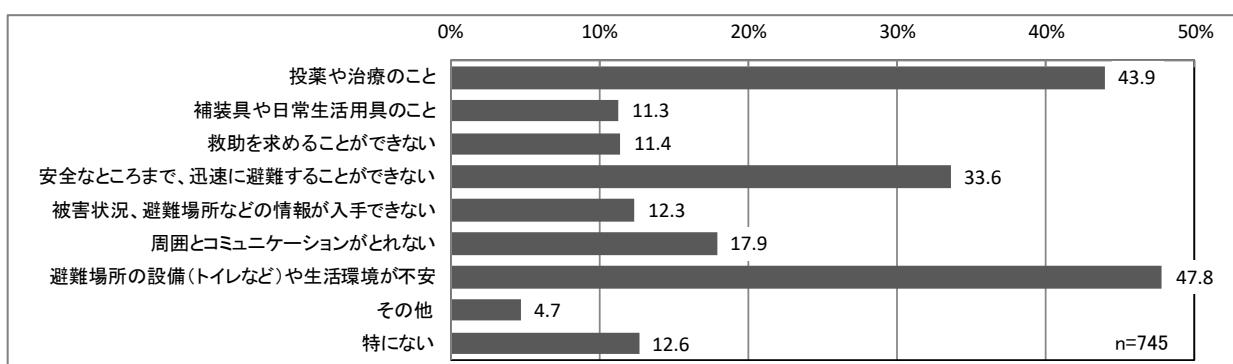
②災害時に困ること

災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が 47.8%で最も多く、次いで「投薬や治療のこと」43.9%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」33.6%の順となっています。

【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、「投薬や治療のこと」と回答した人が精神障がいで 65.6%、難病で 64.6%、「周囲とコミュニケーションがとれない」と回答した人が発達障がいで 41.7%、知的障がいで 39.5%と多くなっています。

問 火事や風水害・地震などの災害時に困ることは何ですか。(○は3つまで)



属性	区分	サンプル数	投薬や治療のこと	補装具や日常生活用具のこと	救助を求めることがあります	速安全に避難するところまで	ど被害の状況	周囲シヨンコトニヨミユ	避難場所や生活設備環境へ不境ト安ガハイ	その他	特になし
総数	全体	745	43.9	11.3	11.4	33.6	12.3	17.9	47.8	4.7	12.6
年齢	18歳未満	64	9.4	3.1	29.7	56.3	20.3	46.9	46.9	4.7	4.7
	18~29歳	52	48.1	15.4	19.2	32.7	21.2	44.2	53.8	9.6	3.8
	30歳代	71	40.8	14.1	15.5	16.9	14.1	19.7	43.7	8.5	18.3
	40歳代	116	50.0	10.3	7.8	31.0	12.1	19.8	40.5	4.3	12.9
	50歳代	139	48.9	10.1	8.6	30.2	7.2	14.4	56.1	4.3	11.5
	60歳以上	276	48.6	11.6	8.0	36.2	11.6	5.4	48.9	2.9	14.5
障がい種類別	身体障がい	413	45.5	13.8	7.5	37.0	8.5	7.7	49.6	3.4	15.3
	知的障がい	162	30.2	8.6	21.6	42.0	20.4	39.5	44.4	7.4	8.0
	精神障がい	157	65.6	10.2	14.0	22.9	14.0	20.4	49.0	5.1	8.9
	難病	82	64.6	9.8	9.8	37.8	14.6	6.1	59.8	1.2	7.3
	発達障がい	132	34.8	7.6	21.2	31.8	16.7	41.7	42.4	10.6	10.6

※ グレーは全体よりも 0.5 ポイント以上多いもの

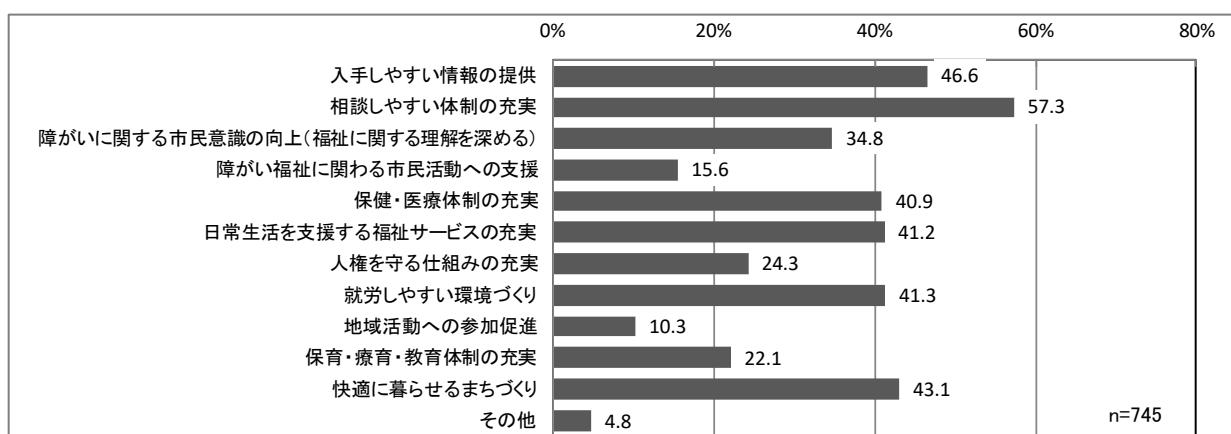
(6) 福祉施策を充実させるために力を入れて欲しいこと

今後、福祉施策を充実させるために必要なこととしては、「相談しやすい体制の充実」が57.3%で最も多く、次いで「入手しやすい情報の提供」46.6%、「快適に暮らせるまちづくり」43.1%の順となっています。

【属性別特徴】

- 精神障がいでは「就労しやすい環境づくり」(53.5%)、人権を守る仕組みの充実(38.2%)などが全体と比較して多くなっています。

問 今後、福祉施策を充実させるためには、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)



属性	区分	入手しやすい情報の供提	相談しやすい体制の実充	識障のがる向いに理解へ福深祉るめに市開する意	障がい福祉に活動に関わる支援市	保健・医療体制の充実	日常生活サービスを支援する実福	人権を守る仕組みの充実	就労しやすい環境づくり	地域活動への参加促進	保育・療育・教育体制の充実	快適に暮らせるまちづくり	その他	
総数	全体	745	46.6	57.3	34.8	15.6	40.9	41.2	24.3	41.3	10.3	22.1	43.1	4.8
年齢	18歳未満	64	53.1	60.9	42.2	15.6	40.6	46.9	26.6	53.1	7.8	67.2	42.2	6.3
	18～29歳	52	48.1	67.3	46.2	21.2	44.2	36.5	34.6	67.3	19.2	40.4	53.8	1.9
	30歳代	71	43.7	69.0	38.0	22.5	47.9	46.5	31.0	47.9	12.7	36.6	47.9	7.0
	40歳代	116	37.1	46.6	34.5	19.0	42.2	37.9	20.7	45.7	12.1	15.5	37.1	7.8
	50歳代	139	48.2	57.6	30.2	12.2	41.0	41.7	23.0	41.0	9.4	13.7	45.3	6.5
	60歳以上	276	48.6	56.2	33.3	13.4	37.7	40.9	22.1	30.8	8.7	10.9	43.1	2.2
障がい種類別	身体障がい	413	46.7	54.7	32.4	13.8	42.1	40.7	19.1	36.8	8.5	16.7	44.3	4.8
	知的障がい	162	38.9	53.1	35.2	17.9	35.2	42.0	22.8	39.5	8.0	29.0	36.4	6.2
	精神障がい	157	52.9	64.3	36.9	20.4	43.9	39.5	38.2	53.5	16.6	19.1	45.9	6.4
	難病	82	48.8	62.2	32.9	14.6	48.8	46.3	17.1	41.5	3.7	17.1	48.8	3.7
	発達障がい	132	49.2	59.1	47.7	20.5	43.2	44.7	32.6	53.8	15.2	38.6	40.9	7.6

※ ■ は全体よりも 0.5 ポイント以上多いもの

(7) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい者調査結果からみた、障がい福祉サービスの利用状況、利用意向は、以下のようになつており、障がいの種類によって利用する・したいサービスに差がみられます。

【身体障がい】 ≪18歳以上対象のサービス≫

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
補装具費支給 16.7%	補装具費支給 34.4%
日常生活用具給付等事業 10.2%	相談支援事業 33.7%
相談支援事業 9.0%	日常生活用具給付等事業 25.2%
生活介護 5.3%	自立訓練（機能訓練） 19.6%
自立訓練（生活訓練） 5.3%	移動支援事業 19.1%
	地域定着支援 19.1%

【知的障がい】 ≪18歳以上対象のサービス≫

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 31.5%	相談支援事業 54.9%
就労継続支援（B型「非雇用型」） 20.4%	自立訓練（生活訓練） 42.0%
生活介護 16.0%	就労継続支援（B型「非雇用型」） 38.3%
日中一時支援 14.2%	共同生活援助（グループホーム） 34.0%
施設入所支援 12.3%	日中一時支援 34.0%

【精神障がい】 ≪18歳以上対象のサービス≫

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 21.0%	相談支援事業 49.7%
就労継続支援（B型「非雇用型」） 19.1%	自立訓練（生活訓練） 35.0%
共同生活援助（グループホーム） 12.1%	就労継続支援（B型「非雇用型」） 31.2%
自立訓練（生活訓練） 8.3%	宿泊型自立訓練 31.2%
就労移行支援 6.4%	就労定着支援 29.3%

【難病】 ≪18歳以上対象のサービス≫

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
日常生活用具給付等事業 15.9%	相談支援事業 32.9%
補装具費支給 13.4%	補装具費支給 28.0%
相談支援事業 7.3%	日常生活用具給付等事業 24.4%
生活介護 7.3%	短期入所（ショートステイ） 22.0%
日中一時支援 7.3%	療養介護 22.0%
短期入所（ショートステイ） 7.3%	

【発達障がい】 ≪18歳以上対象のサービス≫

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 29.5%	相談支援事業 57.6%
就労継続支援（B型「非雇用型」） 15.9%	自立訓練（生活訓練） 45.5%
日中一時支援 11.4%	宿泊型自立訓練 40.2%
生活介護 8.3%	就労継続支援（B型「非雇用型」） 40.2%
共同生活援助（グループホーム） 7.6%	就労移行支援 33.3%
	就労定着支援 33.3%
	共同生活援助（グループホーム） 33.3%

【障がい児福祉サービス】 ≪18歳未満対象のサービス≫

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
放課後等デイサービス 5.2%	放課後等デイサービス 10.6%
児童発達支援事業 5.0%	児童発達支援事業 8.2%
保育所等訪問支援事業 2.3%	医療型児童発達支援事業 5.4%
医療型児童発達支援事業 1.5%	保育所等訪問支援事業 5.2%
医療型障害児入所支援 1.1%	医療型障害児入所支援 4.4%

4 障がい福祉サービス提供事業所の状況

(1) 障がい福祉サービス提供事業所一覧

現在、佐伯市には以下の事業所があります。

【事業所一覧】

法人名	名称	提供サービス名	住所
1 社会福祉法人県 南福祉会	さつき園中江	生活介護 就労継続支援 (B型)	佐伯市中江町 4 番 35 号
	さつき園小島	生活介護 就労継続支援(B型) 就労定着支援	佐伯市大字長良 4917 番地
	障がい者複合施設あーるず	生活介護 共同生活援助 短期入所	佐伯市長良 4916 番地 2
	ケアホームさわやか	共同生活援助 短期入所	佐伯市東町 12 番 9 号
	グループホームさわやか	共同生活援助	佐伯市中江町 4 番 19 号
	こどもディサービスセンタ 一宝島	児童発達支援 放課後等 デイサービス	佐伯市向島 1 丁目 3 番 8 号
	児童発達支援センターつば み	児童発達支援 保育所等 訪問支援	佐伯市長島町 3 丁目 446 番地
2	社会福祉法人わ かば会	清流の郷	生活介護 施設入所支援 短期入所
3 社会福祉法人翔 南会	らいふさぽーと番匠の里	生活介護 就労継続支援 (B型)	佐伯市弥生大字井崎 2579 番地 3
	グループホーム番匠の家	共同生活援助	佐伯市弥生大字門田 169 番地の 1
4 社会福祉法人青 山21	サニーハウス	就労継続支援(B型)	佐伯市木立 2160 番地 8
	げんきファーム	就労継続支援(A型)	佐伯市大字木立 203 番地 7
	ライフネット	共同生活援助	佐伯市大字池田 1318 番地 3
5 社会福祉法人大 分県社会福祉事 業団	大分県なおみ園	生活介護 施設入所支援 短期入所 行動援護	佐伯市堅田 3909 番地 1
	ワークプレイス なごみ	就労継続支援(B型)	佐伯市堅田 3909 番地 1
	ライフサポートなおみ	共同生活援助	佐伯市堅田 3909 番地 1
	こどもディサービスバンビ	放課後等デイサービス	佐伯市長島町 3 丁目 18 番 18 号
	こどもディサービスダンボ	児童発達支援 放課後等 デイサービス	佐伯市堅田 3909 番地 1
6	社会福祉法人あ したば	のびのびランド	生活介護 就労継続支援 (B型)
7 社会福祉法人希 望の森	エバーグリーン	生活介護 就労継続支援 (B型)	佐伯市大字池田 1156 番地
	ケアホーム バンブーの森	共同生活援助 短期入所	大分県佐伯市稻垣 1085 番地 6
	太陽農園	就労継続支援(B型)	佐伯市中の島 2 丁目 21 番地 14
	放課後チャレンジD o	放課後等デイサービス	佐伯市大字稻垣 1889 番地

法人名		名称	提供サービス名	住所
8	特定非営利活動法人虹の翼	虹の翼福祉サービス	行動援助児童発達支援放課後等デイサービス	佐伯市 10361 番地 2
9	特定非営利活動法人清望会	ネクストライフ	就労継続支援(B型)	伯市長島町 1 丁目 8 番 20 号
		レジデンス	共同生活援助	伯市長島町 1 丁目 8 番 20 号
10	特定非営利活動法人ちちんぶい ぶいあけぼの	障害福祉サービス事業所 Unique	就労継続支援(B型)	佐伯市 10425 番地
11	特定非営利活動法人 エール	グループホーム エール	共同生活援助	佐伯市 6708 番地 1
12	一般社団法人わかな	ツリーハウス	児童発達支援 放課後等デイサービス	佐伯市大字鶴望 2731 番地
13	一般社団法人じゅう咲く	じゅう輝き	児童発達支援 放課後等デイサービス	佐伯市向島 2 丁目 23 番 3 号
14	合同会社 andU	andU	児童発達支援 放課後等デイサービス	佐伯市船頭町 10 番 5 号
		子ども支援センターandU プラス	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等 訪問支援	佐伯市駅前 2 丁目 1-9 第二メグビル 3 階

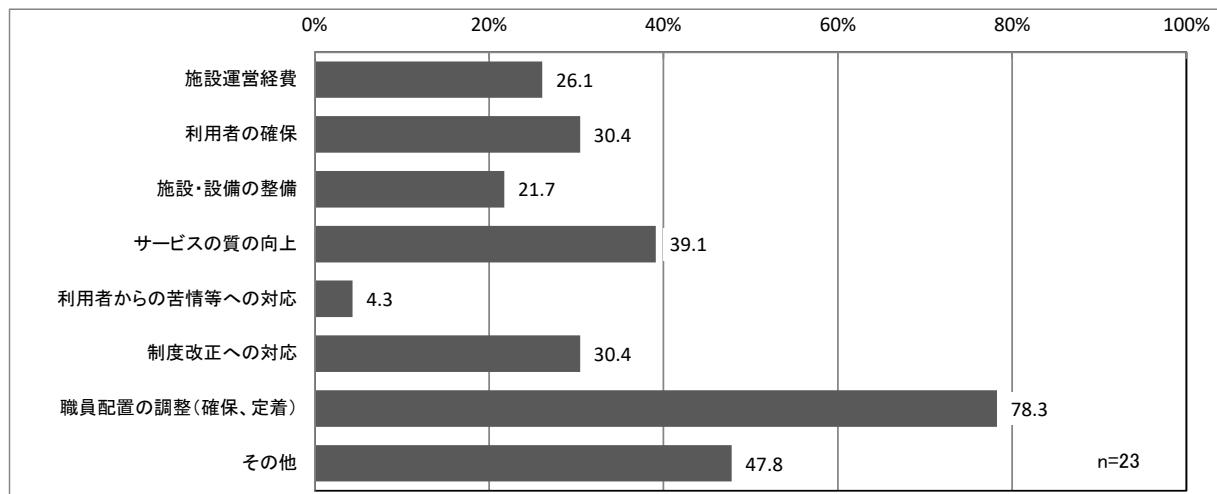
※ 令和5年度 10月末現在

(2)事業所調査結果

①事業を展開するに当たっての課題

事業を展開するに当たっての課題では「職員配置の調整(確保、定着)」が78.3%で最も多く、次いで「その他」47.8%、「サービスの質の向上」39.1%の順となっています。

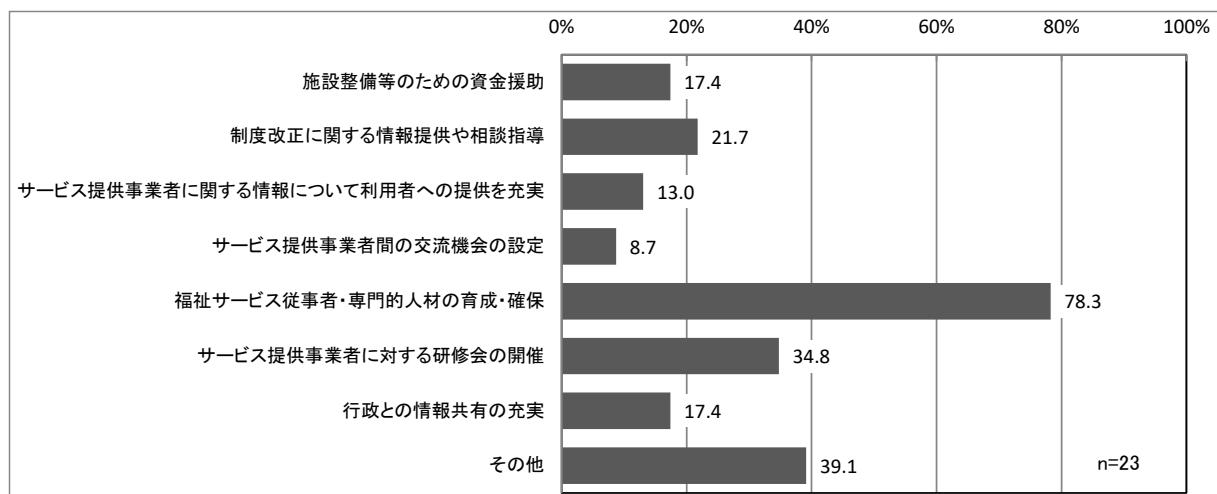
問 事業を展開するにあたって課題となっている点は何ですか。(○は3つまで)



②サービスの向上のために今後必要な支援

サービスの向上のために今後必要な支援では、「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が78.3%で最も多く、次いで「その他」39.1%、「サービス提供事業者に対する研修会の開催」34.8%の順となっています。

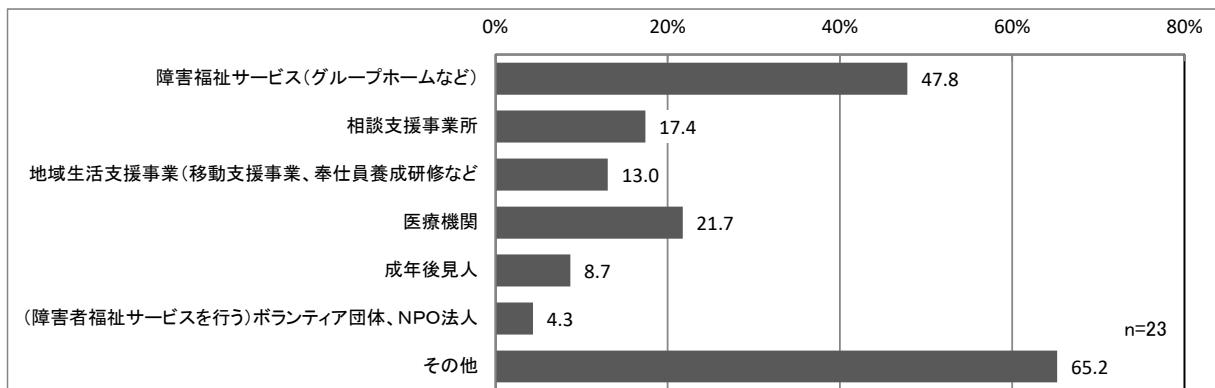
問 サービスの向上のために今後必要な支援は何ですか。(○は3つまで)



③地域に不足している地域資源(サービス)

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、地域に不足している地域資源(サービス)では、「その他」が 65.2%で最も多く、次いで「障害福祉サービス(グループホームなど)」47.8%、「医療機関」21.7%の順となっています。(その他を除く)

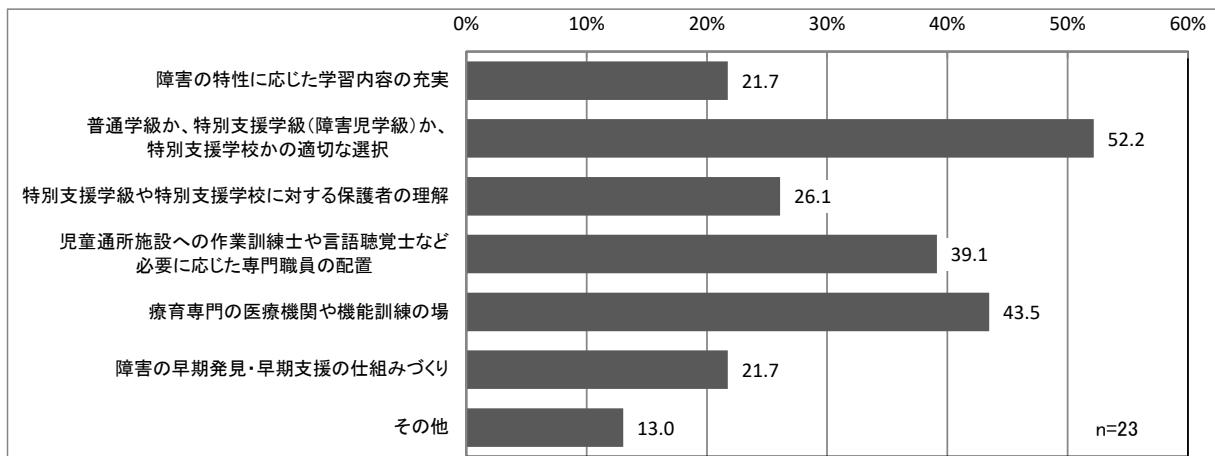
問 障害者が地域で安心して暮らしていくために、佐伯地域に不足している地域資源(サービス)は何だと思いますか。(○は3つまで)



④障がい児の教育・育成について

障がい児が個々の障がいの程度や特性、状態に応じた教育・育成を受けるために、今、特に求められているものでは、「普通学級か、特別支援学級(障害児学級)か、特別支援学校かの適切な選択」が 52.2%で最も多く、次いで「療育専門の医療機関や機能訓練の場」43.5%、「児童通所施設への作業訓練士や言語聴覚士など必要に応じた専門職員の配置」39.1%の順となっています。

問 障がい児が個々の障害の程度や特性、状態に応じた教育・育成を受けるために、今、特に求められているものは何だと思いますか。(○は3つまで)



第3章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、これら府内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施に当たっては、佐伯市地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携をはじめ、近隣市町との連携を図りながら、大分県障がい福祉計画に基づく障がい福祉サービス圏域によるサービスの広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、ハローワークをはじめとする国・県の関係各機関との連携を図っていきます。

2 計画の進捗管理及び点検

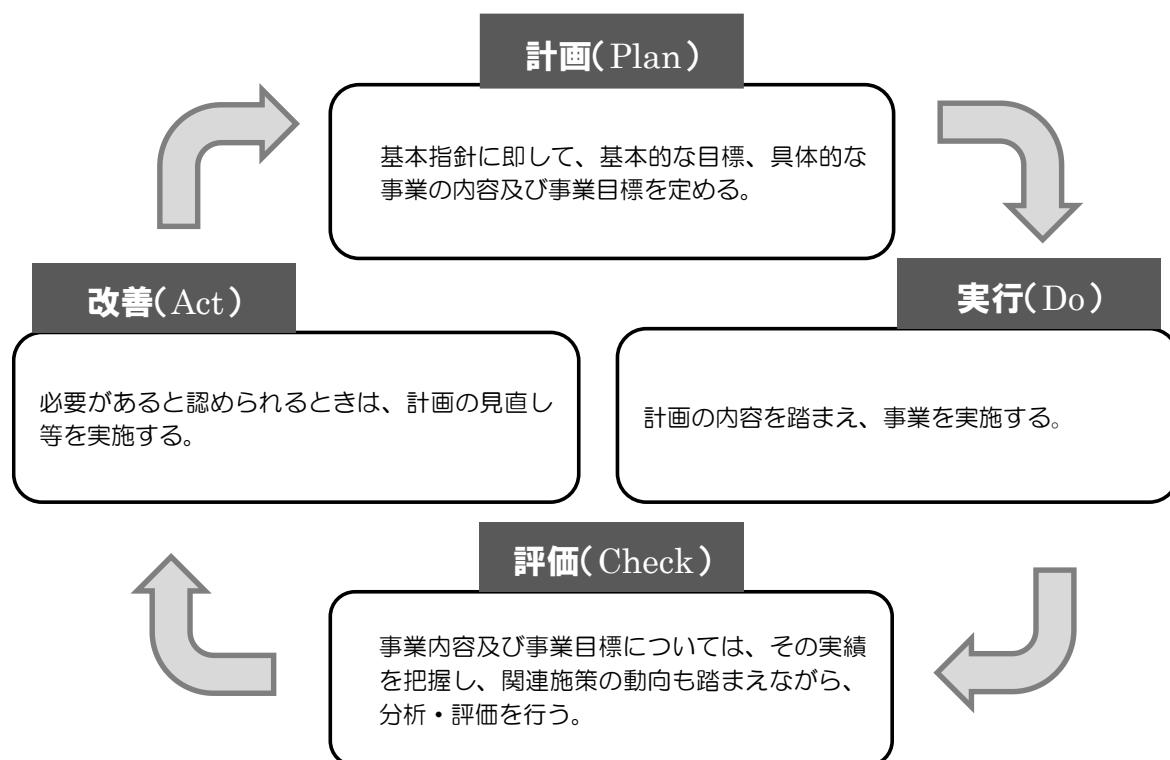
計画策定後の進捗管理及び点検については、障がい者の代表、福祉・医療・保健の関係者、障がい福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、学識経験者などで構成される「佐伯市障がい者計画等策定委員会」のメンバーにより、定期的に実施します。

また、「佐伯市地域自立支援協議会」と連携しながら、個別のケース検討や各種福祉サービスの現状把握といった詳細な計画の運営・管理をしていきます。

今後も、協議会内の下部組織である専門部会や定例会の協議結果、意見等を協議会を通じて障がい福祉施策へ反映する体制の確立に努めていきます。

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の把握や見直しをPDCAのサイクルの考え方に基づき検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

【PDCAサイクルのプロセス】



第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

「障害者基本法」に基づき、国においては「第5次障害者基本計画」で、「共生社会」の実現を目指しています。

本市では、「佐伯市障がい者計画(第3次)」において、障がいのある人がライフステージの全ての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会を構築することを目標とし、「障がいのある人々が自立した生活を送るとともにノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す」を基本理念に定め、障がい者施策の推進を図ってきました。

本計画においても、「佐伯市障がい者計画(第3次)」の基本理念を継続し、誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた「共生社会」の実現を目指します。

基本理念

障がいのある人々が自立した生活を送るとともに
ノーマライゼーションの理念を更に浸透させ
共生社会の実現を目指す

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、前計画を継承し、基本目標を以下のように設定します。

- 障がいのある人がライフステージの全ての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、自らの意思により選択・行動し、自立する生活の創造を目指すとともに、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会の構築
- 障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合い、「やさしさ」と「思いやり」に満ちた「共生社会」の実現

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策分野	施策項目
障がいのある人々が自立した生活を送るとともにノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す	発障が高いの有無に関わらず、満ちた「共生社会」の実現	生活支援	相談支援体制の充実 在宅福祉サービスの充実 障がい児支援の充実
		保健・医療	疾病予防と早期発見・治療の推進 地域リハビリテーション及び医療の充実 精神保健と難病疾患対策の推進
		教育、スポーツ・文化活動等の振興	インクルーシブ教育の推進 スポーツ・文化活動等の振興
		雇用・就業、経済的自立の支援	障がい者雇用の促進 福祉的就労対策の充実 経済的自立の支援
		生活環境	福祉のまちづくりの推進 居住環境の整備・バリアフリー化の促進 移動交通手段の充実
		情報アクセシビリティ	情報収集・提供の充実 コミュニケーション支援の充実
		安全・安心	防災対策の推進 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止
		差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消の推進 権利擁護の推進
		行政サービス等における配慮	

第2章 分野別施策の方向

1 生活支援

【基本的考え方】

- 障がい者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制づくりを構築していきます。
- 障がいの有無に関わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。
- 障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に努めます。

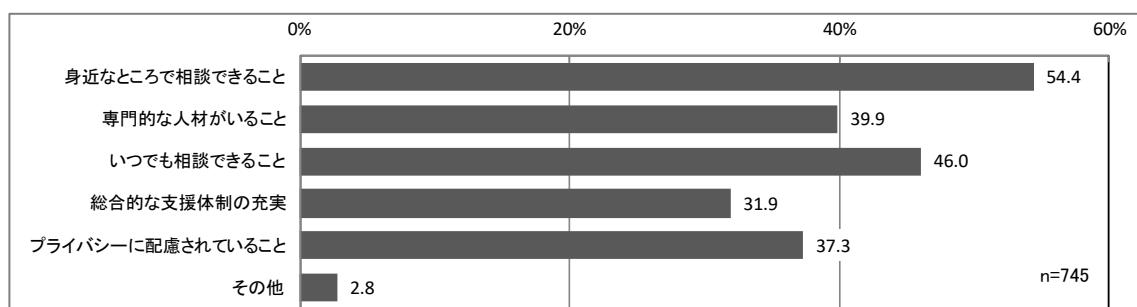
(1)相談支援体制の充実

■ 現状と課題 ■

障がい者が地域で安心して生活するためには、日常生活における様々な相談や悩みを気軽に相談でき、必要な支援の情報等の提供を行ってくれるような相談支援体制づくりが重要となります。

障がい者へのアンケート調査によると、相談機能を充実させるために必要なこととしては、「身近なところで相談できること」「いつでも相談できること」「専門的な人材がいること」などが多くあげられています。

【相談機能を充実させるために必要なこと】



本市では、障がい者相談支援センターを中心として、福祉や健康についての相談を受け付けています。ほか、地域における民生児童委員や障がい者相談員による相談支援活動が行われ、障がいのある人やその家族の支えとなっています。

気軽に相談できる身近な相談支援体制は、障がい者施策のなかでも重要な施策のひとつであることや、障がいのある人の悩みや、必要とするニーズも複雑化・多様化し、それに対応しきれる相談支援体制基盤の強化・連携を図る必要があります。

また、要介護の親と障がいのある子の世帯、障がい害のある親とひきこもり状態の子の世帯など複合化・複雑化した悩みを抱える世帯や、貧困、住宅など、複数の関連部署にまたがる相談内容への対応として、包括的な支援体制の整備が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- 障がい者ができるだけ身近な地域で、様々な困り事などを相談し、また、心身の状況や支援の必要性に応じて障がい福祉サービスを円滑に利用することができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 障がい者個々の心身の状況、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、支援の必要性に応じた適切なサービスの支給に努めます。
- 公平・中立な相談支援の提供体制を整備するため、地域自立支援協議会の運営を活性化し、地域の連携とネットワークの強化を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
地域における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 佐伯市障がい者相談支援センターや指定一般相談支援事業所の相談機能の充実・強化に努めます。● 地域自立支援協議会(地域生活支援部会兼合同部会)、民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図り、障がい福祉サービスの利用や住宅入居等に関する支援の充実に努めます。● 令和6年度以降に設置予定の「重層化支援の総合窓口」と佐伯市障がい者相談支援センターの連携について検討し、ワンストップでの相談体制の構築を目指します。
計画相談支援の提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がい福祉サービスを必要とする全ての障がい者が、必要とするサービスを適かつ計画的に利用することができるよう、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員及び指定特定相談支援事業所の増加に努めます。
地域の連携とネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応などについての協議・調整等を円滑に行うため、佐伯市地域自立支援協議会の運営を活性化し、地域の関係機関の連携、ネットワークの強化を図ります。● 佐伯市障がい者相談支援センターの基幹化を推進し、自立支援協議会の事務局としての役割を担うことで、地域の関係機関との連携強化を図ります。

(2)在宅福祉サービスの充実

■ 現状と課題 ■

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、障がい者やその家族に対して、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

障がい者調査によると、「現在利用」と「今後利用意向」における回答項目の上位には同じサービスが多くみられ、すべてのサービスで「今後利用意向」が上回っていることが分かります。

【障がい者福祉サービス】<18歳以上対象のサービス>

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
相談支援事業 16.4%	相談支援事業 41.1%
就労継続支援（B型） 9.9%	補装具費支給 23.6%
補装具費支給 9.8%	自立訓練（生活訓練） 22.3%
生活介護 6.8%	就労継続支援（B型） 21.5%
日常生活用具給付等事業 6.4%	地域定着支援 21.3%

【障がい児福祉サービス】<18歳未満対象のサービス>

現在利用（上位5サービス）	今後利用意向（上位5サービス）
放課後等デイサービス 5.2%	放課後等デイサービス 10.6%
児童発達支援事業 5.0%	児童発達支援事業 8.2%
保育所等訪問支援事業 2.3%	医療型児童発達支援事業 5.4%
医療型児童発達支援事業 1.5%	保育所等訪問支援事業 5.2%
医療型障害児入所支援 1.1%	医療型障害児入所支援 4.4%

本市では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行等、サービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。

今後、サービス事業者や相談支援事業所などと連携して、障がいのある人やその家族のニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供ができるよう、サービス基盤の整備を図ることが重要となります。

■ 施策の方向性 ■

- 地域移行が進むことで、地域生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）又は移動支援などに利用の増加が見込まれることから、障がい者のニーズに対応できるよう量的・質的充実を図ります。
- 障がい者が豊かな地域生活を送るため、身近な場所で、生活介護や就労継続支援をはじめとした日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供基盤の充実を図ります。
- 障がい者の住まいの場を確保し、地域生活への移行を推進します。
- 必要に応じて基準該当障がい福祉サービスの活用により、サービスの安定供給を目指します。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
在宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">● 居宅介護等の訪問系サービスを充実・強化を図ります。● 障がい者の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援など障がい者の移動に関するサービスの充実・強化を図ります。
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がいができるだけ身近な地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活介護事業所や就労移行、就労継続支援事業所などの日中活動の場を確保し、サービスの充実・強化を図ります。● 必要に応じて基準該当障がい福祉サービスの活用により、サービスの安定供給を目指します。
施設入所者等の地域移行の推進	<ul style="list-style-type: none">● グループホームの整備等を進め、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。
地域活動支援センターの充実機能強化	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のための便宜を供与する地域活動支援センターの機能を必要に応じて充実・強化します。● 障がい福祉サービスを利用していない障がい者や引きこもりの方などに対し、地域活動支援センターのサービス内容や制度、事業所の周知を行います。

(3) 障がい児支援の充実

■ 現状と課題 ■

障がいの早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関・療育機関・教育機関・行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導、さらに、ライフサイクルを見据えた、切れ目のない支援ができるようさらなる体制整備を図っていく必要があります。

本市では、発達障がい児及びそれを疑われる児童については、通所サービス希望者に対する聞き取りを判定の基準として、サービス利用決定の可否、保護者のレスパイトを主な目的として短期入所利用等の決定を行っています。

また、児童発達支援センターを拠点として障がい児と関わる施設に対する支援を行うとともに、保育所、幼稚園、児童クラブ、児童館等の職員を対象に発達障がい研修会を実施しています。

サービスを必要としている児童は年々増加傾向にあり、保護者の求めるサービス内容も多様化していることから、福祉サービスの充実・強化に努めるとともに、提供事業所の整備を図る必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- 障がいの特性とライフステージに応じた支援を適切に行うため、障がい福祉サービス、障がい児通所支援の提供を含め、地域における療育支援体制の充実に努めます。
- 障がい児の健全な育成や社会への適応力向上に資するため、障がい児と関わりを持つ保育所等での受入を支援し、障がい児保育の充実を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取組	内 容
在宅サービス及び障がい児通所支援の提供	<ul style="list-style-type: none">● 居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス又は児童発達支援等の障がい児通所支援事業、地域生活支援事業の日中一時支援事業を実施し、在宅支援の充実に努めます。
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none">● 精神・身体に障がい又は発達遅滞のある乳幼児を保育所で受入れるようサービス提供による職員のスキルアップを図り、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促します。
地域における療育支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がい児通所支援事業所等と保育所や認定子ども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場が連携を密にするよう働きかけるとともに、医療・保健等の関係機関も参加して支援できる体制の充実を図ります。
放課後児童クラブにおける障がい児受入れの促進	<ul style="list-style-type: none">● 障がい児を受入れている放課後児童クラブに対し、支援者のスキルアップを目的としたスーパーバイザーを派遣し、障がい児の受入れを促進します。

2 保健・医療

【基本的考え方】

- 乳幼児期からの健康づくりや、生活習慣病予防を目指した保健事業の充実を図り、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療、および健康状態の維持・改善につながるように努めます。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消に努めます。
- 精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を行います。
- 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

(1) 疾病予防と早期発見・治療の推進

■ 現状と課題 ■

各種健康診査・検診は、リスクを早期に発見して疾病等の発症を予防するとともに、疾病の早期発見による重症化の予防の機会として重要であり、必要に応じて保健指導に結び付ける機会でもあります。

本市では、以下のような取組をしています。

- 佐伯市健康づくり計画“さ～いいきいき健康 21”に基づき、生活習慣病の予防に向けた保健事業を展開し、障がいの原因となる疾病予防に努めています。また、母子保健対策として、乳幼児から思春期、成人期、妊婦までの一貫した健康管理及び健康や障がいに対する正しい知識の普及を推進しています。
- 乳幼児健診及びその事後フォローを実施し、早期発見と早期療育・治療につなげています。今後は、就学児のケース連携について、より重視する必要があると思われます。
- 個別支援会議等に保健師等が参加し、疾病や障がいへの理解を促進し適切なサービスや治療に結び付くよう支援するとともに、要望のあった事業所職員向けに生活習慣病予防教育を実施しています。

■ 施策の方向性 ■

- 専門的な人材を確保しながら保健事業のより一層の充実を図ります。
- 心身の健康や障がいに対する正しい知識の普及と疾病の早期発見に努めるとともに、適切な相談・指導等により早期治療・療育につながるよう、関係機関との連携強化を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
ライフステージに応じた保健事業の展開	<ul style="list-style-type: none">● 医療機関と連携しつつ、幼児期から思春期、成人期、妊婦にいたるライフステージの特性に応じた健康相談、健康教育を実施し、心身の健康づくり及び正しい知識の普及を図ります。
障がいの早期発見と早期療育・治療	<ul style="list-style-type: none">● 各種健康診査の充実を図り、障がいの早期発見に努めます。● 関係機関との連携のもと、適切な療育、治療につなげることができる体制の強化を図ります。
相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none">● 健康や疾病予防に関する相談体制及び訪問指導の充実を図ります。● 疾病や障がいに対する正しい知識の普及、及び不安の解消に努め、適切な療育・治療につなげます。
専門的人材の確保	<ul style="list-style-type: none">● 医師・看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士など、保健医療に従事する専門職の確保に努めます。

(2) 地域リハビリテーション及び医療の充実

■ 現状と課題 ■

障がい者にとってのリハビリテーション及び医療の充実は、病気の治癒だけでなく、心身の負担の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するために不可欠なものであります。今後も医療機関のさらなる充実とともに、保健・医療・福祉分野の関係機関との連携を強化し、それぞれの役割の中で障がい者一人一人のニーズに合ったリハビリテーション及び医療の充実に努めていくことが必要です。

障がい者をとりまく環境を支える医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々が機関、組織の枠を超えてリハビリテーションの立場から協力できるよう、より連携を強化していく必要があります。

障がい福祉サービスのうち、機能訓練は、利用期限のあるサービスであるため市内に利用人数が少ない等の理由により、提供事業所市内にはありません。今後は、他の代替サービスで補完することも検討していく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- リハビリテーションにおける各時期(急性期・回復期・維持期)において、保健・医療・福祉関係機関等が連携し、それぞれが適切な役割分担を担いながら、連続したリハビリテーションを提供できる体制づくりを図ります。
- 障がい種別や状況に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、各種医療制度の周知に努めるとともに、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
機能訓練の充実	<ul style="list-style-type: none">● 自立支援給付による自立訓練（機能訓練）のサービス提供事業者の確保に努め、障がい者の機能回復及び社会復帰を促進します。
地域リハビリテーション体制の確立	<ul style="list-style-type: none">● 保健・福祉・医療の各関係機関等が連携し、効果的で連続したリハビリテーションが実施できる体制（ネットワーク）の構築に努めます。
各種医療制度の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none">● 自立支援医療、重度心身障がい者医療等の各種医療制度について、周知及び利用促進を図ります。● 重度心身障がい者医療費助成の自動償還払い（※）を推進します。

※自動償還払いとは、申請を行わなくても医療費が自動的に口座振込みされる方法です。

(3)精神保健と難病疾患対策の推進

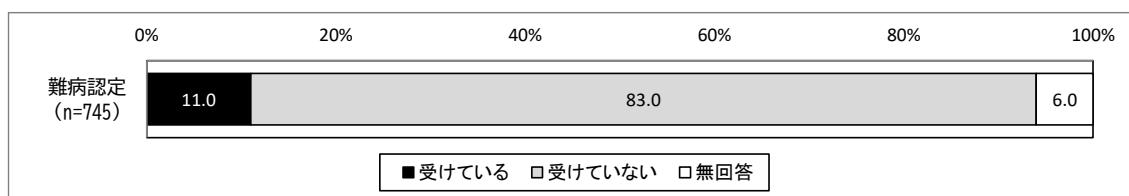
■ 現状と課題 ■

精神疾患に対する正しい知識を持つことで、初期の段階で気づき、早期治療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。本市でも、精神疾患の早期発見のため、精神保健相談や健康教育、訪問指導といった保健事業を実施しています。

障害者総合支援法では、障がいのある人の他に難病等の人たちも、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となっています。令和3年11月からは、対象となる疾病が366に拡大されたことから、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

障がい者調査によると、障がい者の11.0%が難病認定を受けています。

【難病認定の状況】



■ 施策の方向性 ■

- 関係機関と連携しながら、心の健康づくり及び相談体制の強化に努め、精神疾患の早期発見、早期治療を図ります。
- 精神障がい者が安心して生活を送れるような地域社会づくりを目指し、地域住民との交流やふれあいを通して精神障がい者の社会復帰の促進及び精神障がいに対する理解の促進を図ります。
- 難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援等を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図るとともに、障害者総合支援法に基づき、適切なサービスを提供します。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者相談支援センター、大分県南部保健所と連携して気軽に相談できる体制づくりに努めます。● 必要に応じて訪問指導を行い、精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。
心の健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none">● 心の健康に対する認識を深めるため、学校教育と連携しながら思春期における健康教育の充実を図ります。
精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">● 関係機関と連携しながら、健康教育等の保健事業や広報活動等を通じて、精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発を図ります。
精神疾患の治療継続・促進	<ul style="list-style-type: none">● 精神障がいのある人が障がい福祉サービス提供事業所に通所を行う際、交通費の助成を行い、受診喚起、継続を促すことで、病状安定につなげます。
難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供	<ul style="list-style-type: none">● 難病患者等に対し、身体状況等に応じた適切な福祉サービス等を提供について周知を図ります。● 小児慢性特定疾病患者がいる世帯に対して、助成を行い、治療に係る経済的負担の軽減を図ります。

3 教育、スポーツ・文化活動等の振興

【基本的考え方】

- 障がいのある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするために、可能な限り障がいのある児童生徒が、障がいのない児童生徒とともに学ぶことができるよう、教育内容・方法の改善充実等を図ります。
- 障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

(1)インクルーシブ教育の推進

■ 現状と課題 ■

障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立し社会に参加するために必要な能力を養うため、一人一人の障がいの程度に応じた、きめ細かな教育を行う必要があります。

インクルーシブ教育(障がいの有無に関わらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできる教育)においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

そのためには、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

また、障がいのある子ども一人一人の能力、特性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応・指導を行うためには、教職員の資質・指導技術の向上が何よりも重要です。特に、小・中学校では学習障がい(LD)、注意欠陥／多動性障がい(AD/HD)、高機能自閉症など対象となる児童・生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

本市では、障がいのある子どもへの指導や相談支援体制の充実を図るために、佐伯市子ども特別支援ネットワークを設置し、また、市内の全小・中学校に特別支援教育コーディネーターと校内委員会を置いて、校内での支援体制を検討、巡回相談をしたり、保育所(園)には発達医療センターや発達支援センターの専門担当者を派遣したりするなど、特別支援教育・保育の推進に向けて取組を進めています。

【特別支援学級等の状況（令和5年4月1日現在）】

	設置校（園）数	設置学級数	在籍数
小学校	17校	31学級	134人
中学校	8校	13学級	47人

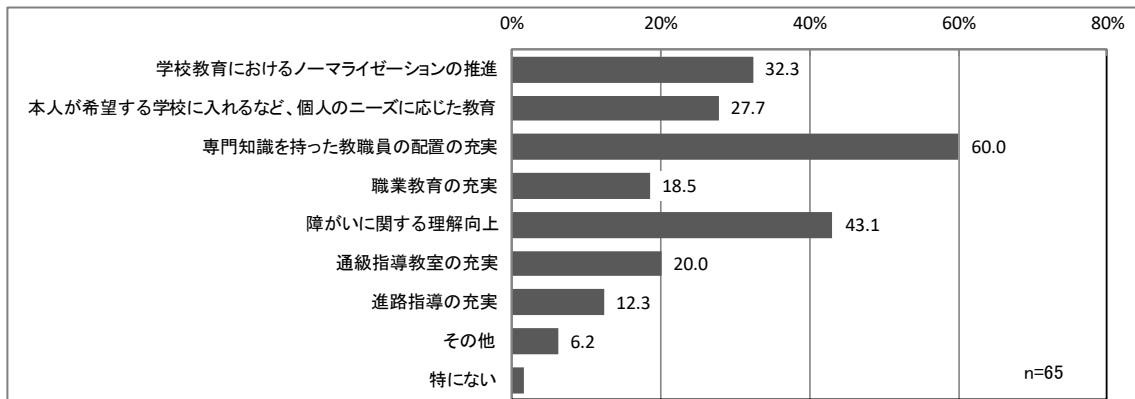
【通級指導教室の設置及び通級状況（令和5年4月1日現在）】

	設置校（園）数	設置学級数	通級人数
小学校	8校	8学級	46人

- ・特別支援教育支援員配置 小学校18校、30名 中学校7校、9名
- ・特別支援教育コーディネーター 全小中学校に配置（31名）
- ・学校メディカルサポート実施校 小学校2校（R4年度）

また、障がい者調査によると、保育・教育に関する要望では、「専門知識を持った教職員の配置の充実」(60.0%)が最も多く、次いで、「障がいに関する理解向上」(43.1%)、「学校教育におけるノーマライゼーションの推進」と(32.3%)となっています。

【保育・教育に関する要望】



■ 施策の方向性 ■

- 乳幼児健診等、保健事業の充実を図り、疾病・障がいの早期発見をはじめ、早期療育につながる体制づくりに努めます。
- 障がいのある子どもが十分な療育を受けることができるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 障がいのある児童が、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉等との連携のもと、乳幼児期を含めた早期からの教育相談・就学相談の実施を推進し、教育の充実を図ります。
- 障がいのある児童一人一人の障がいや特性に応じた教育を提供できる体制づくりに努めます。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障がい特性に応じ、保育所（園）、幼稚園、認定子ども園、保護者、専門機関等との連携を強化し、きめ細やかな障がい児保育を推進します。
放課後の居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 放課後や夏休み等の長期休暇中において、療育等が継続的に行うことができるよう、放課後等ディサービス提供事業者の確保に努めます。
障がいのある子どもに関する相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小児科医師、保健師、発達支援員などの専門の相談員による各種子ども健康相談や母子保健事業等の充実を図ります。 県南部保健所、相談支援事業所、地域自立支援協議会子ども支援部会、佐伯市子ども特別支援ネットワーク等と連携し、相談しやすい環境づくりに努めます。
相談支援ファイル「きずな」の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもへの一貫した支援の充実を図るため、関係機関と連携を図り、相談支援ファイル「きずな」の活用に努めます。
保護者を含めた関係機関との情報交換の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、各施設、関係機関などとそれぞれの障がいのある児童についての情報交換を図り、適切な教育・保育の充実に努めます。
就学指導、特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもとに適切な就学指導を進め、一人一人の障がいの種別と程度にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。

(2)スポーツ・文化活動等の振興

■ 現状と課題 ■

スポーツ活動は、障がいのある人の体力維持・増強だけでなく、機能訓練や機能回復についても役立ち、文化活動と合わせて、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのないとの交流や相互の理解を深めるという点でも極めて有効です。

本市では、以下のような取組をしています。

分 野	内 容
スポーツ	・福祉ふれあい運動会（10月）
文化活動	・ときめき作品展（11月）

- 大分県障がい者スポーツ大会出場者への補助金交付等により、各種障がいスポーツ大会への参加を促進しています。今後とも、より多くの障がい者が参加を希望するよう、障がい者全体に対して、スポーツ大会への参加意欲の向上を図る必要があります。
- 各種スポーツ大会の開催通知や当日の様子等については、すきっぷ新聞等で広報しています。
- 大分県の開催するときめき作品展の出品作品を展示会場へ持ち込む等文化活動への参加に協力しています。今後、さらに多くの障がい者が文化活動へ興味を持ち、積極的に参加をするよう、意欲の向上に向けた働きかけを行う必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の確保のため活動支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者の学習活動への参加を支援し、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
スポーツ大会・イベント等への参加促進	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者団体、障がい者福祉施設等と連携しながら、障がい者のスポーツ大会や各種イベントへの参加を支援します。
文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● ときめき作品展などへの出品や、各種教室・講座等への参加を促進します。
スポーツ・レクリエーション活動の支援	<ul style="list-style-type: none">● 「障がい者スポーツ大会」等への参加をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しめるよう支援及び情報提供を行います。● スポーツを通じて体力の維持・向上を図るとともに、交流と親睦を深めることができるよう、生涯スポーツの振興を図ります。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

○障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては、就労支援サービスの底上げにより、工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。

○雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により、障がい者の経済的自立を支援します。

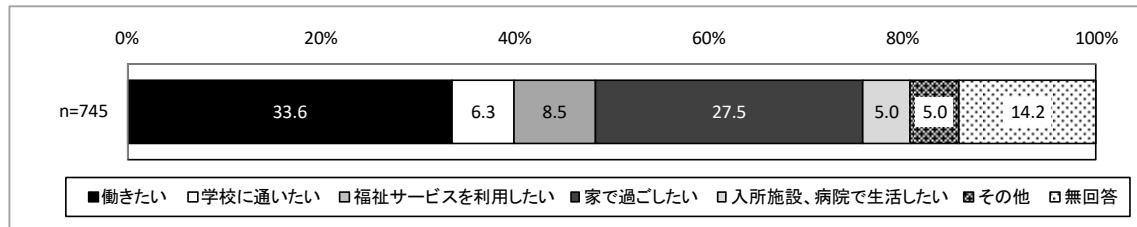
(1)障がい者雇用の促進

■ 現状と課題 ■

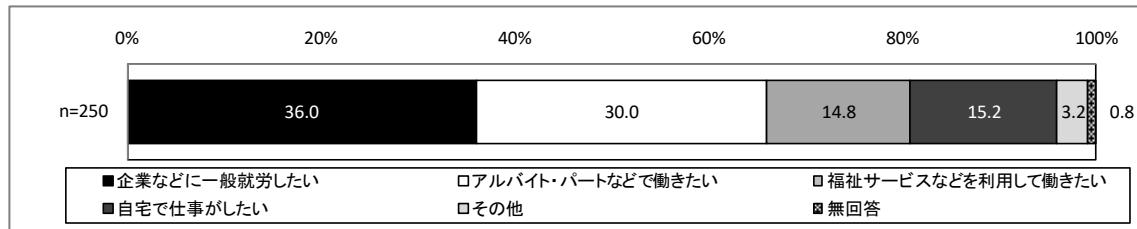
障がいのある人が仕事を通じて自立することは、社会参加の中で最も重要な事項の一つであり、障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就けるようにすることが必要です。

障がい者調査から今後したい活動をみると、「働きたい」(33.6%)が最も多く、希望する就労形態としては、「企業などに一般就労したい」(36.0%)が最も多くなっており、障がい者の就労意欲は非常に高くなっています。

【今後したい活動】

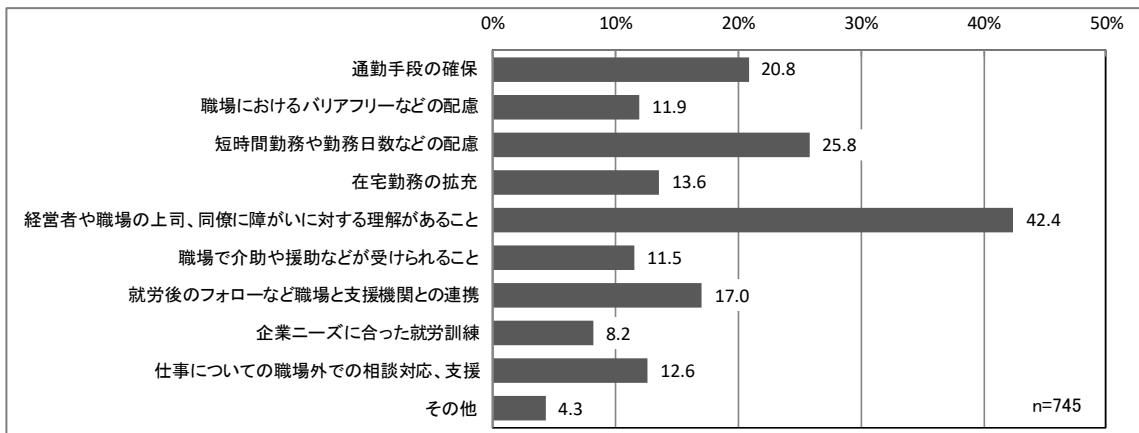


【希望する就労形態（「働きたい」と回答した人）】



また、障がい者の就労支援に必要なこととしては、「経営者や職場の上司、同僚に障がいに対する理解があること」(42.4%)が最も多くなっています。

【障がい者の就労支援に必要なこと】



本市では、障がい者就業・生活支援センター「じゅんぶ」を中心に連携し、障がい者の雇用促進を図っています。しかし、就労移行支援サービスを利用し一般就労へつなげることが可能な障がい者の見極めが困難であること、一般就労をするに当たって求められる条件が厳しいこと、利用者の大幅増が見込めないことから、就労移行支援サービス提供事業所の増加が期待できないことなどの理由により、障がい者の就労は非常に難しい状況が続いている。

今後は、就労したい障がい者と障がい者を雇用する企業の開拓やマッチングが重要になると考えられ、公共職業安定所等と連携を図り、支援体制の強化が求められます。

■ 施策の方向性 ■

- 障害者総合支援法に基づく就労支援サービスの提供体制の確保、一般雇用の促進を積極的に行うため、佐伯公共職業安定所及び福祉・労働関係機関との連携により、各種適応支援制度を活用しつつ、職業リハビリテーションの充実を図ります。
- 公共職業安定所では、障害者雇用助成制度を積極的に運用していることから、公共職業安定所との連携を強化し、民間企業に対する働きかけや、障がい者の就業の拡大を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
就労移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 就労移行支援サービスを提供する事業者を確保、一般就労への移行支援の充実に努めます。● 企業等に対しては、障がい者の雇用拡大を求めていきます。
公共職業安定所との連携強化	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をするなど公共職業安定所との連携強化を図ります。
各種制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none">● ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練に係る各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。
障がい者法定雇用率の達成に向けて	<ul style="list-style-type: none">● 広報活動等を通じ企業に法定雇用率の達成を呼びかけます。

(2)福祉的就労対策の充実

■ 現状と課題 ■

民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、福祉的就労は、訓練を受ける場、また働く場として重要な役割を果たしています。

就労継続支援がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。

大分県では、『大分県障がい者工賃向上計画(第4期)[令和3年度～令和5年度]』を策定し、企業などでの一般就労が困難で、福祉的就労の場である『就労継続支援B型事業所』を利用する障がい者の工賃水準の向上を図り、地域において自立した生活を実現できるようにすることを目的とし、行政、地域の関係団体などが一体となった取組を推進しています。

市では「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成25年4月施行)に基づき、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所へ優先的に発注を行っていくとともに、県と連携し、工賃の増加を図るために今後とも授産活動の活性化を推進する必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- 一般就労が困難な人の働く場として、就労移行支援や就労継続支援A型・B型など、福祉的就労の場の確保に向け、関係機関と連携を図りながら取り組みます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設における物品及び役務の利用について、積極的に調達の推進を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
福祉的就労の場の充実	<ul style="list-style-type: none">● 訓練等給付による就労継続支援サービスを提供する事業所の確保に努めるとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般企業への就労が困難な障がい者の就労の場の充実に努めます。
障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	<ul style="list-style-type: none">● 毎年度、障がい者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を作成・公表し、障がい者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を推進します。
地域活動支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者団体やNPO法人等のサービス提供事業者と連携し、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会等の充実と交流促進を図ります。● 障がい福祉サービスを利用していない障がい者や引きこもりの方などに対し、地域活動支援センターのサービス内容や制度、事業所の周知を行います。

(3) 経済的自立の支援

■ 現状と課題 ■

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。

この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

さらに、この他にも障がい者の経済的自立を支援するため、重度心身障がい者の医療費の助成をはじめ、税の減免・控除、バス・タクシー・JR・航空連賃及び有料道路の割引、さらには公共施設の利用料の减免等が行われており、今後も充実を図る必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図ります。
- 各種制度の適切な運用を行います。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
年金・手当制度の周知	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図るとともに、各種制度の適切な運用を行います。
税の減免・控除、各種割引制度の周知	<ul style="list-style-type: none">● 障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免・控除やJR等の運賃・料金の割引制度について周知を図ります。
医療費公費負担制度の周知	<ul style="list-style-type: none">● 重度心身障がい者医療費の助成、自立支援医療等の各種制度の周知を図り、適切な運用を行います。

5 生活環境

【基本的考え方】

○障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者をとりまく住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進めます。

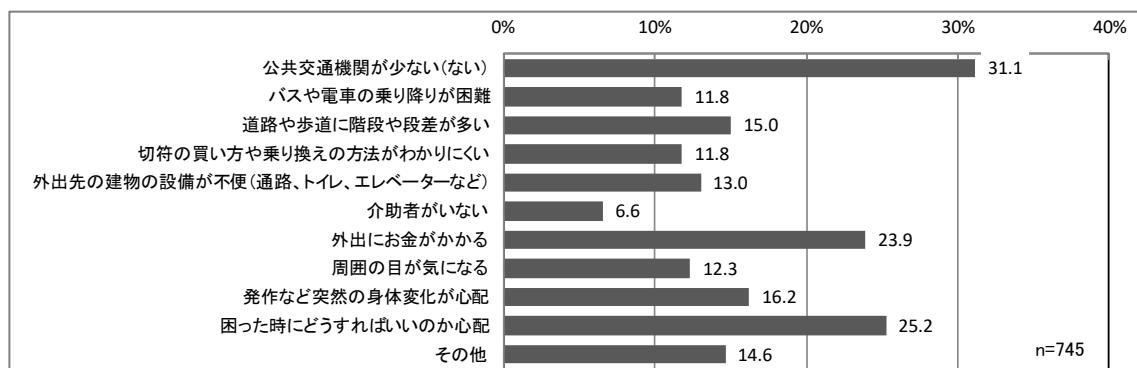
(1) 福祉のまちづくりの推進

■ 現状と課題 ■

障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、公共交通の整備、道路や公共施設での段差の解消などのバリアフリー化、誰もが自由に快適に利用できるユニバーサルデザインに基づくまちづくりが求められています。

障がい者調査によると、外出する時に困ることとして、「道路や歩道に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」が多くなっており、バリアフリー化の推進の重要性がうかがえます。

【外出する時に困ること】



本市では、障がい者の自立と社会参加を促進し、安心して生活できる住みよいまちにするため、様々な対策を講じています。

《公共施設・道路等のバリアフリー化》

従来よりある公共施設についてはバリアフリー構造になっていないものもありますが、新規建設する公共施設については、障がい者をはじめとする誰もが利用しやすい構造としています。さらに、市の構造物以外でもバリアフリー構造が普及するよう啓発していく必要があります。

《公共交通機関のバリアフリー化》

平成 29 年に 4 万 8 千人超の「佐伯駅バリアフリー化」を求める署名を提出し、令和 3 年に駅のバリアフリー化が実現しました。

■ 施策の方向性 ■

- 障がいのある人などが、自らの意思で自由に外出したり、積極的に社会へ参加できるよう、建築物や道路、交通機関など公共施設等のバリアフリー化に引き続き取り組みます。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
公共施設・道路等のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">● ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点にたって、誰もが利用しやすい施設整備について計画的に推進します。
公共交通機関のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">● 公共交通手段の障がい者等の利便性を考慮したデザインの採用を行うことによるアクセシビリティの向上を推進します。

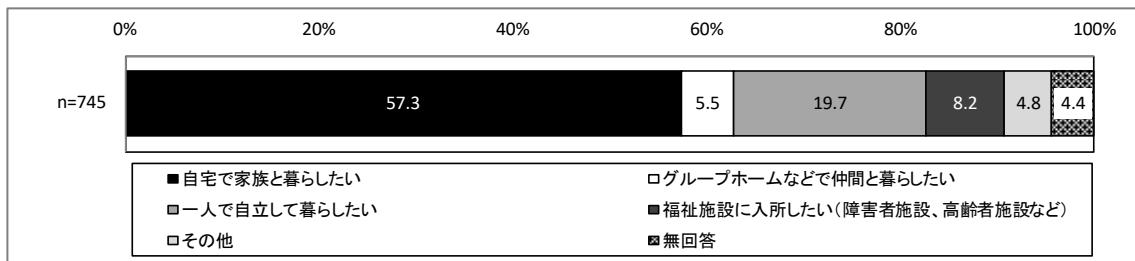
(2)居住環境の整備・バリアフリー化の促進

■ 現状と課題 ■

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造であることが重要であり、住宅改修などの実施により、障がいのある人や高齢者にとって住みよい住宅の確保への支援が必要です。

障がい者調査によると、将来の希望する暮らし方では、「自宅で家族と暮らしたい」(57.3%)が最も多く半数を超えていました。

【将来の希望する暮らし方】



本市では、住み慣れた家で生活できるよう住宅改造事業費助成、重度障がい者住宅改造事業費助成事業を通じて、バリアフリー化を推進しています。

また、入所施設等からの地域移行の際、受け皿として大きな要因として挙げられるグループホームについては、当初の計画を上回って整備が進んでいます。

■ 施策の方向性 ■

- 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。
- 地域での自立に向け、一人暮らしを望む人や入院・入所から地域へ移行しようとしている人が住まいの確保ができるよう、グループホームの設置の促進を行います。
- 国・県の補助制度などの情報提供を行い、グループホーム整備等についてサービス提供事業者の新規参入及び事業拡大の促進を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
住宅のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">● 障がいのある人や高齢者が住み慣れた地域でいつまでも在宅生活を送ることができるよう、住宅改造助成事業や日常生活用具給付等事業などの周知・啓発を図り、住宅のバリアフリー化を推進します。
グループホームの整備	<ul style="list-style-type: none">● サービス提供事業者と連携を図りながら、障がいの種類に関係なく、誰でも安心して地域生活を送り続けることができる場としてのグループホームの確保に努めます。● 整備が困難なサービスについては、社会福祉施設等施設整備補助金を活用するなど、事業所のグループホーム整備を支援します。

(3) 移動交通手段の充実

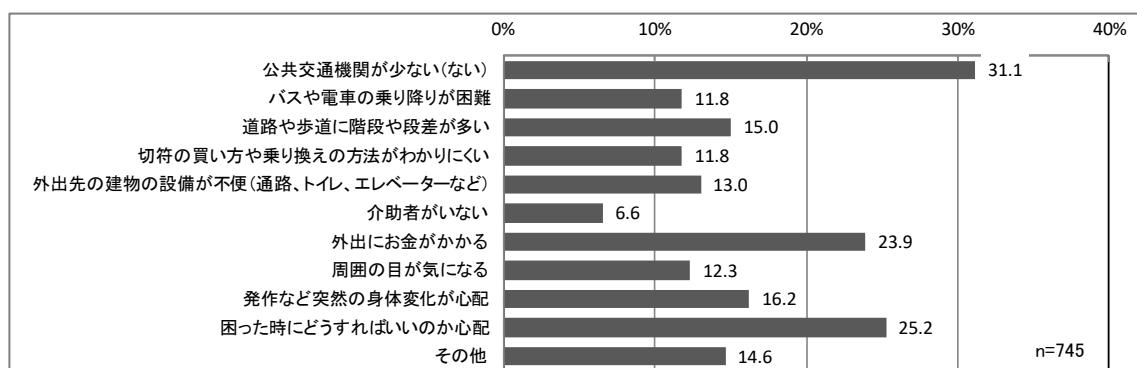
■ 現状と課題 ■

障がい者にとって、移動手段を確保することはとても重要で、日常生活の行動範囲が広がることはもちろんですが、積極的な社会参加にもつながります。

そのため、障がい者や高齢者が安心して利用のできる交通機関の推進とともに、個々のニーズに応じて、障害者総合支援法による「同行援護、行動援護、通院等介助」や、地域生活支援事業による「移動支援事業」を提供するとともに、利用促進を図ることが重要です。

障がい者調査によると、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」(31.1%)が最も多く、「バスや電車の乗り降りが困難」(11.8%)もあげられています。

【外出する時に困ること】



本市では、コミュニティバスを運営していますが、路線バス利用者の関係もあり、少数のニーズに路線、運行状況が適応していない状況になっています。

また、障がい者の負担を軽減し福祉の増進を図るため、タクシー利用に係る助成事業を行っています。タクシー券交付は障がいの種別、等級により対象者の制限を設けていますが、交付枠の拡大を望む声もあります。

■ 施策の方向性 ■

- 外出支援の充実を図るため、公共交通機関等の利便性の向上に努めます。
- 地域生活支援事業における移動支援事業など、障がいのある人の外出支援の充実を図ります。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
公共交通網の確保	<ul style="list-style-type: none">●「佐伯市地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバス等の公共交通について、随時、実態の検証等を行いながら運営していきます。
移動支援対策の充実	<ul style="list-style-type: none">●障がい者の自立と社会参加を促進するため、地域生活支援事業における、自動車運転免許取得、自動車改造助成事業や移動支援事業、障がい者タクシー利用助成事業の充実に努めます。

6 情報アクセシビリティ

【基本的考え方】

- 障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。
- 障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(1)情報収集・提供の充実

■ 現状と課題 ■

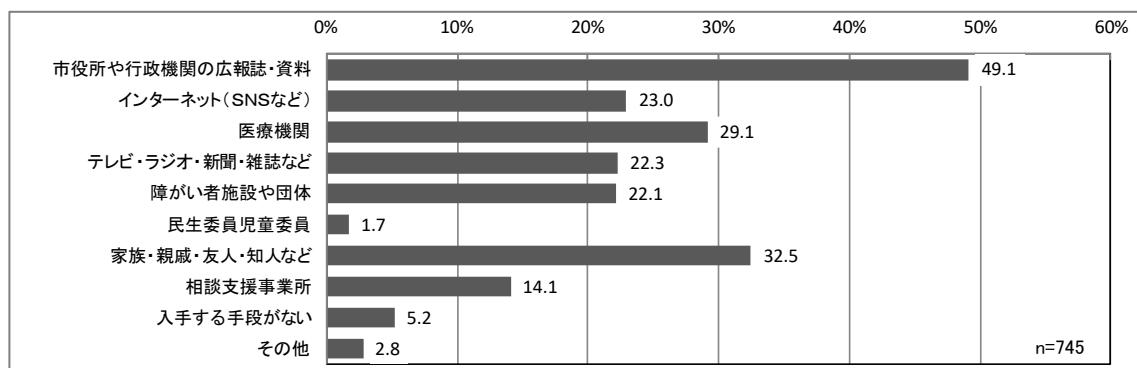
情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことを指します。障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進することが必要です。

障がい者調査による、福祉サービスなどの情報の入手先としては、「市役所や行政機関の広報誌・資料」(49.1%)が最も多い、次いで、「家族・親戚・友人・知人など」(32.5%)、「医療機関」(29.1%)が上位にあげられています。

【福祉サービスなどの情報の入手先】



本市では、以下のような取組をしています。

- 市報、ケーブルテレビ、佐伯市ホームページを通じて必要な情報を提供しています。
- 必要に応じてホームページの更新を行い、最新の情報を伝えています。
- 市報の朗読をCDに録音した声の市報、点字市報を配布することにより、必要な情報を提供できるよう対応しています。
- 日常生活用具の給付により、障がい者用パソコン及びマウスなどの周辺機器を必要な障がい者に給付しています。

■ 施策の方向性 ■

- 様々な媒体や機会を通じ、積極的に情報提供します。
- 情報格差に配慮しつつ、ケーブルテレビやパソコン、携帯電話などの活用による情報提供を推進します。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
多様な方法・媒体による情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">● 市報や市ホームページをはじめ、ケーブルテレビ、電子メールの活用など、多様な方法・媒体を通じた情報提供の充実に努めます。● 行政事務のDX化と併せ、スマホを使った各種情報提供や手続きの推進などを検討します。
ホームページによる情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">● 市のホームページを活用し、障がい福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を図ります。
市報の点字化・音声化の実施	<ul style="list-style-type: none">● 文字による情報入手が困難な人のために、点訳・音訳その他、障がいのある人に分かりやすい方法により、市報、各種事業の紹介、生活情報等の提供に努めます。
日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none">● 日常生活用具の給付事業において障がい者用パソコン周辺機器（視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを使用する上で必要となる、障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンター等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。● 情報化の進展に伴い、新しい用具や機器についても必要性や補助の妥当性を考慮し、必要に応じた対応を検討します。

(2)コミュニケーション支援の充実

■ 現状と課題 ■

視覚障がい者・聴覚障がい者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

本市では、障がい福祉課に専任手話通訳者を配置し、派遣事業を行う他、点訳・音訳による広報の提供、手話・要約筆記奉仕員等のボランティアの養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援を行っています。

今後も引き続き、手話通訳者・点訳者・要約筆記者等の支援者の確保及び育成が必要と考えられます。

■ 施策の方向性 ■

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣等により障がい者のコミュニケーションを支援します。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
手話通訳者・要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none">● 聴覚障がい者等が公的機関又は医療機関等に出向く必要がある時で、適當な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、市が登録した手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
手話通訳者・要約筆記者の養成	<ul style="list-style-type: none">● 聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。
手話通訳者の配置	<ul style="list-style-type: none">● 聴覚障がい者や中途失聴者が関係機関で各種相談や手続等を行う際の意思伝達に係る仲介機能を果たすため、市役所等に手話通訳業務を行う手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう支援します。

7 安全・安心

【基本的考え方】

- 障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。
- 障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1)防災対策の推進

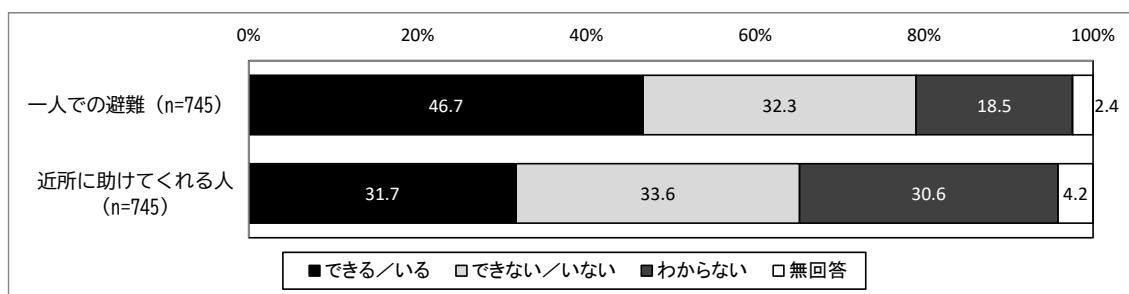
■ 現状と課題 ■

障がい者が地域で安心して生活するためには、災害時において情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

地震災害や近年の頻出する台風災害・水害などの発生を契機に、防災への関心が高まり、障がいのある人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

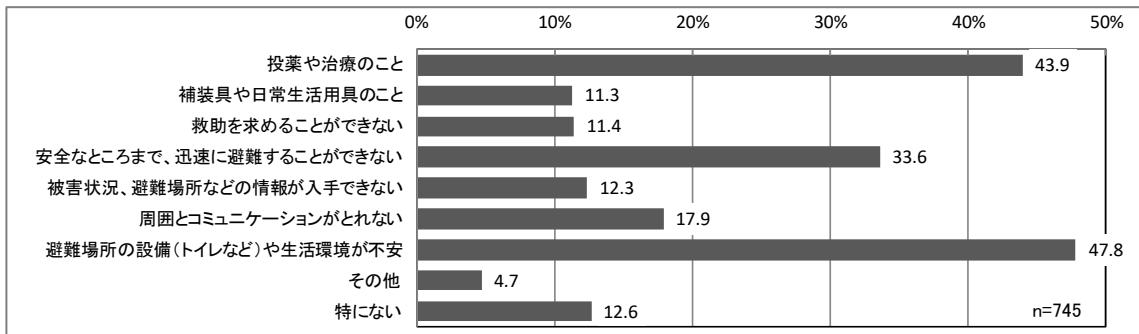
障がい者調査から災害時の対応をみると、一人で避難できる人は、46.7%と半数を下回り、家族がいない場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人がいるのは、31.7%と少なくなっています。

【災害時の避難行動】



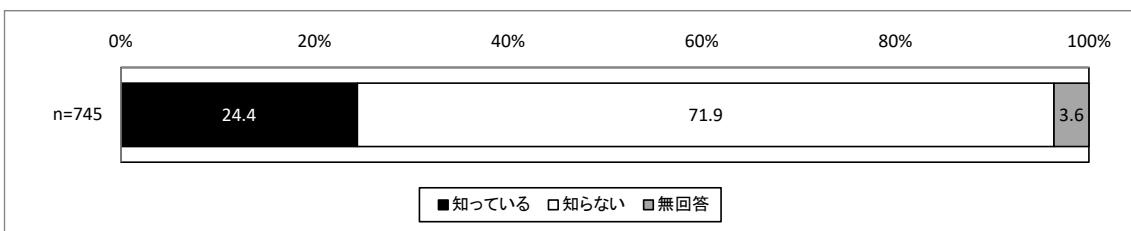
また、災害時に困ることとしては、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(47.8%)や「投薬や治療のこと」(43.9%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(33.6%)などが多くなっています。

【災害時に困ること】

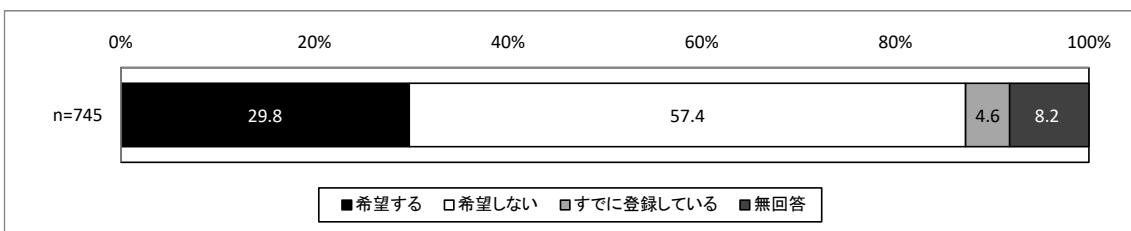


避難行動要支援者支援制度を「知っている」は 24.4 %にとどまり、支援制度への登録には 29.8 %が希望すると答えています。

【避難行動要支援者支援制度の認知状況】



【避難行動要支援者支援制度の登録意向】



本市における防災体制は、現状で災害時の避難等体制づくりに関して整備が進められている状況です。但し、防災に関し障がい者総合支援法や水防法等複数の法令が存在しており、一本化した体制整備が困難な状況となっています。

各法令に対応した迅速な災害体制づくりが必要ですが、対象となる災害、避難者、状況等が複雑化していて、その作成は困難なものとなっています。

避難のための情報伝達としては、各地区に防災スピーカーを設置して情報提供を行うとともに、屋外のスピーカーでは、気象条件により聞き取りにくいことがあるなどの理由で希望する世帯に防災・行政ラジオを配布しています。

なお、視覚障がい者用として取扱説明書を音声で録音したものをCD化して、希望者に配布しています。聴覚障がい者については、緊急ラジオ放送があったことをLEDライトで知らせる機器を用意しており希望者に配布しています。また、さいき防災メール等により防災情報が確認できるようにしています。

災害時には災害対策本部と福祉事務所が連携を取りながら対応を行うこととなります。細部にわたって役割分担を明確にする必要があると考えます。

■ 施策の方向性 ■

- 障がいの有無に関わらず、全ての市民が必要な情報を速やかに入手できる伝達手段の確保を図ります。
- 災害が発生し、又はそのおそれがある場合など緊急時の避難支援体制を整備することにより、災害に強いまちづくりを推進します。

■ 具体的な取組 ■

取組	内 容
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">● 市広報誌や市ホームページ等を活用した分かりやすい防災関連情報の提供により、防災意識の向上を図ります。
地域における避難行動要支援者の避難、安否確認体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 消防団、自主防災組織、自治会、民生委員、福祉関係者、障がい者関係団体、地域住民等の協力体制を構築し、避難行動要支援者に対する迅速な情報伝達、円滑な避難等の実施など、避難体制を強化します。● 「佐伯市避難行動要支援者個別避難計画」（避難支援プラン）に基づき、個人情報に配慮しながら、避難行動要支援者に関する情報について、自治会や自主防災組織と協力して、個々の状態に応じた個別計画等の作成に努めます。
避難のための情報伝達	<ul style="list-style-type: none">● 災害発生時において、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の緊急情報が避難行動要支援者に確実に伝達されるよう、防災行政無線や広報車による放送に加え、携帯端末を活用した防災情報メールなど、各種伝達方法の特性を踏まえた有効な防災情報システムの充実を図ります。
緊急時の情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

(2)防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

■ 現状と課題 ■

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするために、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、最近は、障がい者や高齢者をねらった犯罪が多発しており、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組を充実することが求められています。

本市では、ケーブルテレビ等の媒体を介して、悪質商法等の犯罪に関する情報を提供するとともに、市の公聴広報課に消費者相談窓口を常時設置して、相談の対応、啓発等を行っています。

■ 施策の方向性 ■

- 関係機関と連携を図るとともに、緊急時の通報体制を確保し、防犯機能の強化に努めます。
- 消費生活に関する相談受付体制を整備するとともに、消費者被害対応についての啓発を行い、消費者トラブルの防止及び早期発見、被害からの救済に努めます。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
地域防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 地域の自主防犯活動の促進を図ります。● 警察及び防犯関係団体等との連携強化に努めます。
消費生活に関する相談及び消費者被害の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">● 県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）等の関係機関との連携を強化し、消費生活に係る相談を受け付けるとともに、市報やケーブルテレビ等で消費者被害対策・対応について啓発や情報提供を行い、消費者被害の減少と被害からの救済に努めます。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

【基本的考え方】

- 社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民一般の理解の下、環境の整備をはじめとする障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等に基づく実効性ある施策の推進を図ります。
- 障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等を図ることで、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

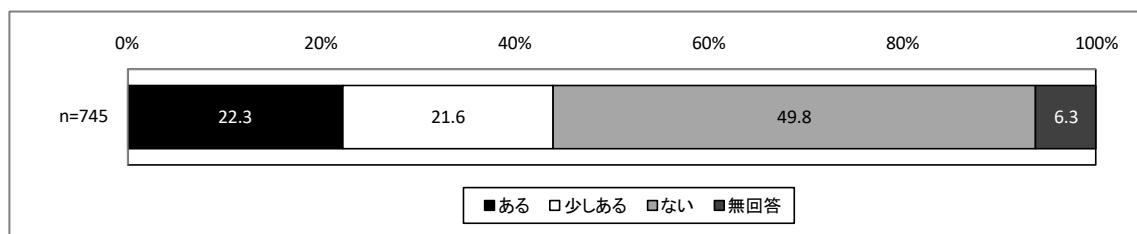
(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

■ 現状と課題 ■

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。そこで、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。また、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、「障害者差別解消法」が改正され令和6年4月より施行されます。

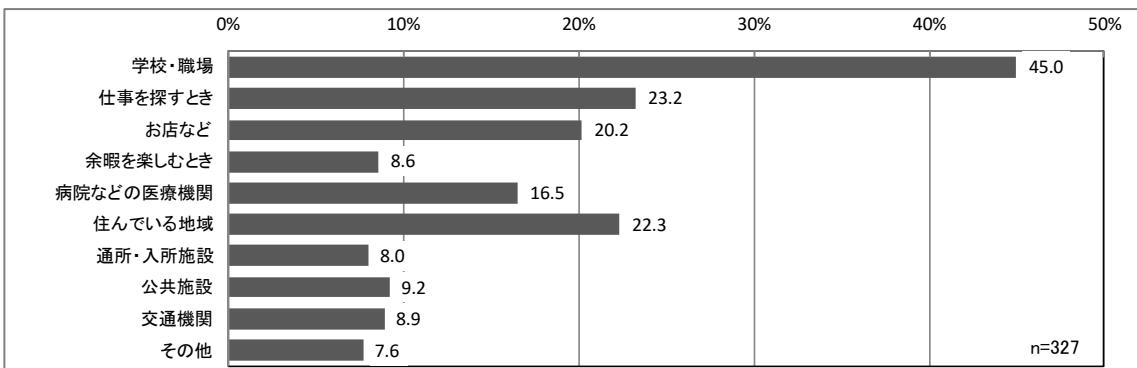
障がい者調査によると、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする(した)ことのある人は43.9%（「ある」22.3%+「少しある」21.6%）と、4割以上を占めており、依然として差別や偏見が根強く残っていることがうかがえます。

【障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをする（した）ことの有無】

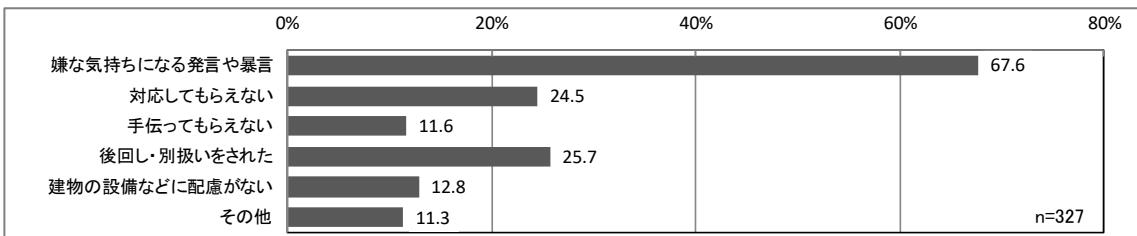


差別されたことや嫌な思いをする(した)ことのある場所としては、「学校・職場」(45.0%)や「仕事を探すとき」(23.2%)、内容としては、「嫌な気持ちになる発言や暴言」(67.6%)が多くなっています。

【差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所】

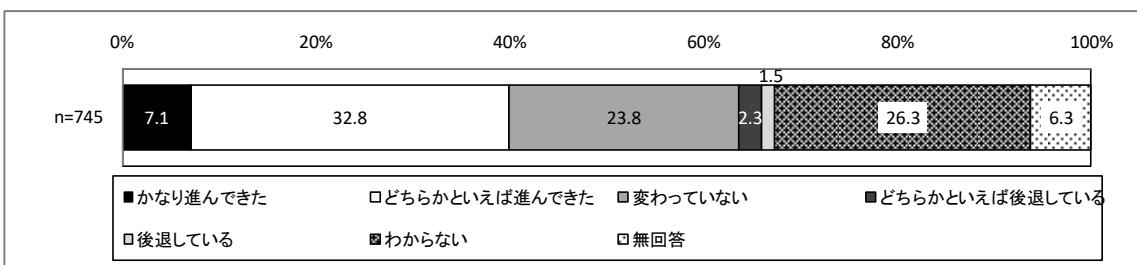


【差別や嫌な思いをした内容】



こうした中で、地域社会の中での障がい者に対する配慮や工夫が後退しているとする人は3.8%（「どちらかといえば後退している」2.3%+「後退している」1.5%）と、ほとんどいませんが、進んできたとする人は39.9%（「かなり進んできた」7.1%+「どちらかといえば進んできた」32.8%）と、4割に満たない水準にとどまっています。

【地域社会の中での障がい者に対する配慮や工夫】



■ 施策の方向性 ■

- 障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及・啓発により、市民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。
- 障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため、暮らしにくさを感じたりすることがないよう、障がい者差別解消の理念の普及に努めます。

■ 具体的な取組 ■

取組	内 容
障がい者差別解消への取組の充実	<ul style="list-style-type: none">「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。
障がいへの正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	<ul style="list-style-type: none">イベント、各種広報誌やマスメディアの活用、企業や学校、地域社会などを通じ、障がいや障がいのある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。広報や講演会・講座等による福祉や人権問題に関する啓発活動を推進します。障害者基本法で定める「障害者週間」(12月3日～9日)について広報などを通じて周知を図ります。
人権に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">「佐伯市人権施策基本計画」等に基づき、学校教育や生涯学習事業の中で、福祉や人権に対する啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的人権を尊重し合う正しい人権意識の普及高揚を図ります。
学校等での福祉体験教室の開催支援	<ul style="list-style-type: none">学校教育、社会教育の場で、車いすやアイマスク、手話、要約筆記、点字等の体験教室の開催を支援します。
精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者等への理解	<ul style="list-style-type: none">関係機関と連携して講演会などを開催し、精神障がいのある人、発達障がいのある人、機能障がいのある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解を深め、障がいへの正しい知識の普及に努めます。
地域における自発的な各種交流活動への支援	<ul style="list-style-type: none">障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。

(2)権利擁護の推進

■ 現状と課題 ■

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るために制度の活用が不可欠です。また、親亡き後の障がいのある人への生活支援と人権擁護など、障がいのある人の人権を擁護し、差別・偏見の無い社会づくりを推進することが大切です。

障がい者の中には、その障がいのために権利の行使ができなかったり、自己の意思表示が困難な人もいます。そういう障がい者の人権等の法的な問題などについて、相談や情報提供を行うとともに、支援体制を整備していく必要があります。

障がい者虐待防止センターでは、虐待相談等の電話受付を24時間体制で行っています。

佐伯市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業(福祉サービスの利用援助、通帳・権利書等の保管、公共料金の払い込み、日常的な金銭管理等のサービス)を展開し、事業内容について、啓発・広報活動を行っており、利用者も増加傾向にあります。

今後も、援助が必要な障がい者や関係障がい者団体、相談支援専門員等と連携し、各種援助が利用しやすい環境づくりを推進する必要があります。

また、判断能力が充分でない人(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)の法律的な保護を目的とした制度に成年後見制度があります。介護者の高齢化、親族と疎遠になった障がい者の相談に対し、成年後見制度の申し立て方法など、分かりやすい説明に努めています。また、負担能力がない場合は申し立てに要する費用や成年後見人等報酬について支援を行っており、引き続き制度の利用促進を図ります。

■ 施策の方向性 ■

- 障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の適切な利用が図られるよう必要な支援を行います。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
障がい者虐待防止センターの運営	<ul style="list-style-type: none">● 佐伯市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な周知・啓発・指導を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。● 佐伯市地域自立支援協議会の「権利擁護・虐待防止部会」を中心に関係機関との協力体制の整備や、支援体制の充実・強化を図ります。
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none">● 令和3年7月に開設した「佐伯市成年後見支援センター」と連携して、制度の周知・広報や相談機能の充実を図ります。● 身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障がい者、精神障がい者等について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行います。費用負担が困難な場合には、市が経費の一部又は全部を負担し、障がい者の権利擁護を図ります。
日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)の推進	<ul style="list-style-type: none">● 知的障がい者や精神障がい者など判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。
サービス利用に関わる 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービスの利用者が適切にサービスを受けることができるようサービス利用時に発生するトラブル等の適切な解決に努めます。

9 行政サービス等における配慮

【基本的考え方】

- 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- 行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めます。

■ 現状と課題 ■

本市では、平成28年11月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を施行し、職員一人一人が障がいに対する理解を深め、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう、努めています。

■ 具体的な取組 ■

取 組	内 容
障がいのある人についての理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">● 市職員に対する障がいのある人に関する理解を促進し、窓口等における障がいのある人への合理的配慮等に努めるよう徹底を図ります。● 窓口等において職員一人一人が、障がいのある人への合理的配慮について、周知に努めます。

第3部 障がい福祉計画(第7期)

第1章 計画の基本的考え方

佐伯市障がい者計画(第4次)の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる6つを基本方針とし、その推進を図ります。

基本方針1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

基本方針2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は、精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることについて周知を図ります。

基本方針3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

特に入所から地域生活への移行に関して、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制整備を推進する必要があるため、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保に努めます。

基本方針4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保等に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次のような取組等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討しつつ、体制整備を進めます。

- 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ケアし支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

基本方針5 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者が協力して取り組んでいきます。

基本方針6 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきと考えます。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計等

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ①令和8年度末の福祉施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とする。
- ②令和8年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本市における成果目標】

- ①令和4年度末時点の人数から5%削減することを目標とします。
- ②令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	173人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】削減見込人数	9人 5.2%	令和8年度末までの施設入所者数の削減見込み人数
【目標】地域生活移行者数	11人 6.4%	令和4年度末時点の施設入所から地域生活への移行見込み人数
【見込み】施設入所者	164人	令和8年度末時点の施設入所者数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市における成果目標】

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	25	25	25
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2

(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備も含む)において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進め、また年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①地域生活支援拠点等の設置数、支援の実績等の検証及び検討を行います。
- ②強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めています。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	箇所	3	3	5
地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	回	2	2	2

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ①令和8年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和8年度中に令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

【本市における成果目標】

- ①令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目標とします。

項目	数値	考え方
【実績】一般就労移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
【目標】一般就労移行者数	5人	令和8年度の一般就労移行者数 令和3年度の1.28倍以上

- ②一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労移行支援事業	1人	令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労移行支援事業	2人	令和8年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.31倍以上
【実績】就労継続支援A型事業	0人	令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援A型事業	1人	令和8年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.29倍以上
【実績】就労継続支援B型事業	2人	令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数実績
【目標】就労継続支援B型事業	2人	令和8年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上

③就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

項目	数値	考え方
【実績】就労定着支援事業	10人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業	14人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	25%	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が 7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有・無	無	無	有

(6)障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

【本市における成果目標】

障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ市職員を参加させ効果的、効率的なサービス提供について知識を深めるとともに、地域自立支援協議会のサービス等利用計画部会と審査結果内容の情報共有等、今後の連携について検討を行います。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を 事業所や関係自治体等と共有する回数	回	1	1	1

2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和8年度までの見込量を設定しました。

(1)訪問系サービス

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅介護	時間／月	1,043	1,047	1,050
	人／月	70	70	70

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	1,070	1,080	1,100
	人／月	71	72	74

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度訪問介護	時間／月	0	0	10
	人／月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間／月	10	10	10
	人／月	1	1	1

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
同行援護	時間／月	91	100	100
	人／月	16	18	18

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間／月	100	100	100
	人／月	18	18	18

④行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
行動援護	時間／月	157	149	150
	人／月	14	12	12

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間／月	150	150	150
	人／月	12	12	12

⑤重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
重度障害者等包括支援	時間／月	195	195	200
	人／月	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間／月	200	200	200
	人／月	1	1	1

【訪問系サービス見込量の確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 重度障がい者のニーズを把握し、適正規模の事業量確保につながるよう環境の整備に努めます。
- 参入事業者とサービス提供事業所、医療機関等の連携整備について、援助を行います。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間・入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
生活介護	人日／月	4,950	4,884	4,900
	人／月	230	228	230

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日／月	4,900	4,900	4,900
	人／月	230	230	230

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 相談支援機能を活用し、施設から地域移行が可能な施設入所者、在宅でサービスを利用していない障がいのある方への連携を行います。

②自立訓練

②-1自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練（生活訓練）	人日／月	56	38	50
	人／月	3	2	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人日／月	50	60	60
	人／月	3	4	4

②-2 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立訓練（機能訓練）	人日／月	19	18	40
	人／月	1	1	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日／月	40	40	40
	人／月	2	2	2

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 相談支援機能を活用し、地域生活移行の手段のひとつとして、本サービスが必要な障がいのある方への情報提供に努めます。

③就労選択支援(新規)

就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日／月	0	15	15
	人／月	0	2	2

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労移行支援	人日／月	152	67	80
	人／月	9	4	4

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日／月	80	100	100
	人／月	4	5	5

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 就労系サービスから一般就労への移行について、行政、就労支援機関、企業等が連携を密にして対応を図り、移行者の増加に努めます。

⑤就労継続支援

⑤-1 就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援（A型）	人日／月	713	603	600
	人／月	35	29	30

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日／月	600	600	600
	人／月	30	30	30

⑤-2 就労継続支援(B型)

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労継続支援（B型）	人日／月	5,158	5,696	5,700
	人／月	280	298	300

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	人日／月	5,700	5,700	5,700
	人／月	300	300	300

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 一般就労が困難な障がいのある方に、その障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労について対応を進めます。
- 「佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、事業実施事業所への物品、役務の優先的発注を行い、利用者の賃金向上に努めます。
- 将来的な一般就労を見据えたサービスの提供に努めます。

⑥就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
就労定着支援	人／月	10	8	10

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人／月	10	12	14

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 相談支援事業所が中核となり就労移行支援事業所と就労定着支援事業所について、情報を連携させることで就労定着支援サービスの利用活性化を図ります。

⑦療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
療養介護	人／月	20	20	20

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人／月	20	20	20

⑨短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障がい者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
短期入所（福祉型）	人日／月	34	10	50
	人／月	2	5	7
短期入所（医療型）	人日／月	0	0	15
	人／月	0	0	3

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日／月	50	50	50
	人／月	7	7	7
短期入所（医療型）	人日／月	15	15	15
	人／月	3	3	3

【確保の方策】

- 相談支援事業所を中心にサービス提供事業所、関係機関等と連携し、緊急時等のサービス利用要望に対しても対応できるよう体制整備の働きかけを行います。

(3)居住系サービス

①共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
共同生活援助	人／月	150	150	155

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人／月	155	156	158

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 地域移行の受入先として主要な位置付けとなるサービスであるため、積極的な整備の促進を図ります。

②施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
施設入所支援	人／月	172	173	173

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人／月	170	167	164

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 国の指針による目標値を設定する必要があることから、令和8年度の入所者見込は令和4年度実績に対して減となっていますが、今後も社会資源の確保は必要であるため新規の事業所整備について推進していきます。

③自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
自立生活援助	人／月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人／月	1	1	1

【確保の方策】

○参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。

(4)相談支援事業(サービス利用計画作成)

①計画相談支援

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
計画相談支援	人／月	160	153	155

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	155	160	160

②地域相談支援(地域移行支援)

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域移行支援	人／月	1	1	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人／月	2	3	3

③地域相談支援(地域定着支援)

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域定着支援	人／月	0	0	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人／月	1	1	1

【相談支援事業見込量の確保の方策】

- 全てのサービス利用の際、本サービスが起点となることから、特定指定相談支援事業所の数及び専門性の高い相談支援専門員の確保に努めます。
- 相談支援専門員等のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、地域自立支援協議会の部会等において、困難ケースの対応に関する協議や知識、経験を共有する場を設けます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施に当たっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には、「理解・促進研修啓発事業」、「相談支援事業」、「意思疎通(コミュニケーション)支援事業」、「日常生活用具給付等事業」等の必須事業と「福祉ホーム事業」、「訪問入浴サービス事業」等の任意事業があります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。

第6期計画中では、障がい者アートの展示やダンスなどのステージイベント発表などを行う「佐伯市福祉ふれあいセミナー～アートザウルス～」を開催しています。今後も障がい者の暮らしやすい共生社会づくりを目指して、様々な啓発活動を行います。

② 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な相談などをを行う事業です。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会と連携を図りながら相談支援事業の実施状況報告等あらゆる情報を共有し、地域の関係機関の連携強化を推進します。

本市では3事業所に業務委託を行い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がい児等様々な障がいに対応できる体制を整えています。また、相談者の利用に際して金銭的負担はありません。

当相談支援事業は、本市の障がい者が継続的に地元地域で暮らし続けることができる体制を整備する事業である「地域生活拠点等整備事業」において、障がい者が最初に立ち寄るスタート地点であるとともに、各種サービスへつなげていく核となるものです。今後も機能の強化等を検討しつつ、業務の適正な執行に努めています。

【主な取組】

平成27年4月から佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内の同一箇所に「佐伯市相談支援センター」と「障がい者就業・生活支援センター」を設置することで、地域の相談支援の拠点と位置づけ、相談支援体制の拡充を図りました。

身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員が常駐することにより、利用者それぞれの障がい特性や実情に応じた的確な情報の提供や助言を、身近なところで気軽に受けられるよう、医療機関、サービス提供事業所、自治会、民生委員等の関係機関と連携を密にしながら相談・支援体制の充実を図ってきました。

また、総合的な相談業務や権利擁護事業の充実及び地域移行・地域定着の促進を図るための「基幹相談支援センター」設置を進めてきましたが、現時点では「基幹相談支援センター」の設置はできていません。ただし、「佐伯市相談支援センター」を核として機能的には充足しているものと認識しています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障がい相談支援事業	委託箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	有・無	無	無	無
相談支援機能強化事業	有・無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい相談支援事業	委託箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	有・無	無	無	有
相談支援機能強化事業	有・無	有	有	有

③地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織です。委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、相談支援事業者等が開催する個別支援会議からみえてくる地域課題の認識及び解決方法の検討、社会資源の開発・改善、障がい福祉計画についての意見や答申などを行います。

本市では、平成19年度の自立支援協議会設置以後、専門部会の設置をはじめとして、協議・研究を実施してきました。令和6年度以降も引き続き、行政、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域等が連携し、困難事例や個別支援会議からの現状・課題を共有・認識の上、専門部会等で議論を行い、社会資源の改良・開発を推進し、施策に反映することにより地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築について取り組みます。

また、福祉現場の人材により構成されている専門部会の特性を生かして、地域生活拠点等整備に係る事業実施について考察のほか、医療的ケア児、精神障がい者の問題把握等多方面の協力を働き掛けたいと考えています。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域自立支援協議会	有・無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域自立支援協議会	有・無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業(報酬等助成)

成年後見制度とは、民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度です。

当事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者、精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である者に、申し立て経費等を助成します。具体的には、権利財産の擁護のため、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び成年後見人報酬の全部又は一部を助成します。

【主な取組】

相談支援事業との連携により利用の拡大を図るとともに、制度の周知から個人申し立ての申請事務の指導等の支援体制を強化します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	有・無	有	有	有

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	有・無	有	有	有

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的として事業展開を行います。

【主な取組】

法人後見活動支援のため、中核機関である「佐伯市成年後見支援センター」と連携しながら、適切な事業運営が確保できると認められる団体の参入を働きかけるとともに、実施団体に対する研修、専門職による支援体制の構築に努めます。

⑥意思疎通支援事業

⑥-1 手話通訳所派遣事業

聴覚障がい者等がコミュニケーションを円滑に行うために、手話により会話をすることができる手話通訳者を派遣します。

⑥-2 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等がコミュニケーションを円滑に行う、あるいは会議等の内容を理解するために、話された内容を要約して文字にすることで聴覚障がい者等へ伝えることのできる要約筆記者を派遣します。

【主な取組】

事業を担う手話通訳者や要約筆記者の養成に努めるとともに、市役所に手話通訳者等を常駐させ、日常生活に必要な通訳に対応可能な支援体制を確立します。

また、派遣事業の広報活動を進め、サービスを利用していなかった障がい者への周知を行うとともに、市主催の行事やスポーツイベントなどにも手話通訳者等を派遣し、障がい者の社会参加を促進します。

今後の利用見込みについては、手話言語条例の制定等周辺環境の整備による利用の増加を想定した値とします。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話通訳所派遣事業	回／年	125	73	120
要約筆記者派遣事業	回／年	14	6	10

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳所派遣事業	回／年	120	120	120
要約筆記者派遣事業	回／年	15	15	15

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るもので。利用者負担は原則1割です。

障がいのある人が身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠です。現状では、排泄管理支援用具の給付が年々増加しています。障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な生活用具の提供が必要です。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【主な取組】

障がい者等の地域移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれるため、必要な予算の確保をするとともに、相談支援事業者や入所施設、病院との連携により制度の周知を図ります。また、各種用具の機能や性質の向上、利用者のニーズに合わせた給付品目の見直しを定期的に行うとともに、事業の拡大に努め、利用者の日常生活の向上を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
介護・訓練支援用具	件／年	7	2	4
自立生活支援用具	件／年	13	9	10
在宅療養等支援用具	件／年	16	14	15
情報・意思疎通支援用具	件／年	42	40	40
排泄管理支援用具	件／年	2,003	1,930	1,900
居宅生活動作補助用具	件／年	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	5	5	5
自立生活支援用具	件／年	15	15	15
在宅療養等支援用具	件／年	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件／年	50	50	50
排泄管理支援用具	件／年	2,000	2,050	2,100
居宅生活動作補助用具	件／年	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようすることを目的とするとともに、手話奉仕員養成研修講座を開催することで、聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【主な取組】

○手話講座を通年実施し、手話についての理解普及を進めるとともに、手話通訳者等の人材養成に努めます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	25	35	35

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	35	37	40

⑨移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出において、移動の支援の必要がある障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

【主な取組】

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、地域での自立生活に必要な移動支援サービスの需要が高くなることが予想されるため、現在実施しているマンツーマンによる個別支援型のサービスを基本としながら、グループ支援型や車両輸送型などのサービスについては、現在要望が挙がっていない状況ですが、必要が生じた場合は、実施に向けた検討を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
移動支援事業	実利用人数	34	35	36
	実施事業所数	18	18	18

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用人数	40	40	40
	実施事業所数	20	20	20

※移動支援は、基本的には車に乗せて支援をすることではなく、移動中・移動先での介助、付き添いです。車を使っての送迎は、道路運送法の許可が必要です。ヘルパーは運転業務ができません。

⑩地域活動支援センター(機能強化)事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

【主な取組】

地域活動支援センターは、現在は市内のサービス提供事業所1事業所、市外の1事業所に利用者が通所しています。しかし近年利用者が減少し、新規の利用者も少ない傾向にありますしかし、障がい福祉サービスを利用する段階にない障がい者にとっては、障がい福祉サービスへ繋げていくために欠かせない事業であることから、第7期計画についても、2事業所による事業展開を見込みます。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域活動支援センター	実利用人数	3	4	6
	実施事業所数	2	2	2

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実利用人数	6	7	7
	実施事業所数	2	2	2

(2)任意事業

①福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情により、居宅での生活が困難な障がい者に対して低額な料金で居室を提供し、地域生活を支援します。

【主な取組】

今後の方向性として、グループホーム等への移行が想定されますが、継続して実施事業所へ管理人の人件費分相当額を補助するとともに、必要な支援を行います。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
福祉ホーム事業	実利用人数	1	1	1
	実施事業所数	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	実利用人数	1	1	1
	実施事業所数	1	1	1

②訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者(児)の家庭に訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者(児)四肢麻痺・体幹機能障がい・脳性小児麻痺等です。

【主な取組】

継続して実施し、利用希望に対応できる体制を確保に努めるとともに、相談支援事業との連携により、在宅の対象者等への周知を行い利用の拡大を図ります。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
訪問入浴サービス事業	延利用人数	273	245	350
	実施事業所数	1	1	1

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	延利用人数	350	370	370
	実施事業所数	1	1	1

③更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練や就労移行支援施設等で訓練を受けている身体障がい者等に訓練経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。また、福祉事業所を利用する要件を満たした身体障がい者等が、一般就労を開始した時に就職支度金を給付します。

【主な取組】

第6期計画中の実績はありませんが、継続して実施し、社会復帰と一般就労の促進を図るとともに、事業所との連携を図り対象者の把握と事業周知に努めます。

④日中一時支援事業

日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方について、活動の場を提供し社会に適応するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【主な取組】

介護者の不在や保護者の就労等を原因として本サービスの利用に関する要望は拡大傾向にあります。今後もサービス提供事業者と連携し効果的なサービス確保に努めるとともに、学齢期の障がい児を受け入れている日中一時支援事業所等に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を促します。

【第6期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
日中一時支援事業	延利用人数	3,999	4,433	4,500
	実施事業所数	11	9	12

【第7期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	延利用人数	4,500	4,600	4,600
	実施事業所数	12	13	13

⑤巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場(5歳児発達相談会等)に巡回支援等を実施し、障がいが“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とし実施します。

【主な取組】

発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所、幼稚園、健康診断相談会等を巡回し、その子どもの障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言を行います。

⑥社会参加促進事業

●点字、声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報等を提供するため点字・声の広報誌を定期的に配達します。

●スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツの普及拡大のため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

●運転免許取得、自動車改造助成事業

自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する身体障がい者に対し、取得費用のうち100,000円を限度に助成します。また、自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより、社会参加が見込まれる人で所得要件に該当する場合、改造経費のうち100,000円を限度に助成します。

【主な取組】

障がい者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力を維持・増強するとともに、社会参加ができるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。

⑦障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

【主な取組】

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、障がい者虐待防止センターを設置しました。緊急通報時及び虐待発生時の支援体制の確立や、一時保護のための居室の確保を行います。

権利擁護・虐待防止部会等の活動を通じ、市民への啓発活動をはじめとした障がいのある人の虐待防止等に努めます。

第4部 障がい児福祉計画(第3期)

第1章 計画の基本的考え方

佐伯市障がい者計画(第4次)の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる5つを基本方針とし、その推進を図ります。

基本方針1 障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援します。

基本方針2 障がい児への早期かつ一貫性のある支援の提供

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

基本方針3 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになりますことで、障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

基本方針4 質の高い支援の充実と関連機関との連携の推進

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障がい児支援の地域格差をなくし、どこにいても良質なサービスが受けられるよう地域支援体制の構築を図ります。

また、指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

基本方針5 医療的ケア児の包括的な支援体制の構築

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようになります等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

第2章 児童福祉法上のサービスの事業量の推計等

1 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- ②令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市における成果目標】

- ①本市では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所設置しています。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。現在は児童発達支援センターが保育所等訪問支援事業を行い、関係者のスキルアップ等による基盤整備を進めている状況です。今後もインクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター数	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援事業者数	箇所	2	2	2

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	箇所	0	0	1
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	0	0	1

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、国の指針に基づき、目標値を設定します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	回数	2	2	2
コーディネーターの配置人数	人数	3	4	5

2 障がい児通所サービス等の推進

障がいがある児童とその保護者に対しては、効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。障がいがある児童に対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1)児童発達支援

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
児童発達支援	人日／月	555	557	550
	人／月	54	58	55

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日／月	550	550	550
	人／月	55	55	55

(2)放課後等デイサービス

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
放課後等デイサービス	人日／月	1,457	1,535	1,600
	人／月	94	105	110

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日／月	1,600	1,600	1,600
	人／月	110	110	110

(3)保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
保育所等訪問支援	人日／月	2	3	5
	人／月	1	3	5

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日／月	5	6	7
	人／月	5	6	7

(4)居宅訪問型児童発達支援

外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問する発達支援です。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	0	4
	人／月	0	0	1

(5)障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

【第2期計画の実績】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
障害児相談支援	人／月	38	40	40

【第3期計画の見込み】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人／月	40	41	42

【障がい児通所サービス等の確保の方策】

- 障がい福祉関係以外の子ども施策と関連し、発達に課題のある子どもがより療育の機会を活用しやすい環境の整備を目指します。
- 発達に課題のある子どもに対して健診等の結果を活用し、より早期に療育へと結び付けることが可能な環境の整備に努めます。
- 医療的ケアが必要となる子どもの療育について、県、市が連携を取りつつ対応についての検討を行います。
- 障害児相談支援事業所の活用を進めて、療育、保育、教育、医療関係機関等の連携を深め、多面的な支援が行えるような環境の整備を進めます。

資 料

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 19 日

改正 平成 21 年 7 月 25 日

改正 平成 24 年 7 月 25 日

改正 平成 25 年 3 月 29 日

改正 平成 27 年 3 月 30 日

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項各号の規定に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

佐伯市障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 27 日

告示第 28 号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく佐伯市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく佐伯市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく佐伯市障がい児福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）の策定を行うため、佐伯市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (2) 障がい者計画等の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25 人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第 3 号から第 6 号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他必要な協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の会議における協議、検討に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に提出するものとする。
- 3 幹事会の幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 4 幹事会に代表幹事を置く。
- 5 代表幹事は、福祉保健部障がい福祉課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 幹事会の招集

(2) その他幹事会の運営に必要な事項

- 6 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、協力を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月7日告示第154号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第37号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月4日告示第64号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱の規定により任命され、又は委嘱された佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の委員（「旧委員」という。）である者は、この告示による改正後の佐伯市障がい者計画等策定委員会設置要綱の規定により任命され、又は委嘱された佐伯市障がい者計画等策定委員会の委員（以下「新委員」という。）とみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、旧委員の任期の残任期間とする。
- 3 この告示の施行の際現に旧委員のうちから互選された佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ新委員のうちから互選された佐伯市障がい者計画等策定委員会の委員長及び副委員長とみなす。

佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障がい者計画等策定委員会 委員名簿

令和6年3月現在

	団体名称等	氏名	備考
1	番匠の里 施設長	藤田淳実	
2	エバーグリーン 施設長	上遠野靖広	副会長
3	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	村上素	
4	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨宮洋子	
5	番匠の里育成会 会長	利光和美	
6	清流の郷 施設長	平山和也	
7	のびのびランド 施設長	後藤馨	
8	児童発達支援センターつぼみ 施設長	佐々木靖生	
9	大分県なおみ園 園長	石山龍也	
10	さつき園中江 施設長	工藤豊広	
11	げんきファーム 施設長	五島俊雄	会長
12	NPO法人 虹の翼 理事長	田中努	
13	NPO法人 清望会 理事長	青木清一郎	
14	佐伯市社会福祉協議会 豊寿苑 苑長	大石ゆかり	
15	佐伯市民生児童委員協議会 会長	西嶋信子	
16	佐伯市ボランティア連絡協議会 代表	内田清子	
17	佐伯市医師会 代表	簗戸聖子	
18	大分県南部保健所 所長	林下陽二	
19	佐伯公共職業安定所 所長	甲斐昭臣	
20	大分県立佐伯支援学校 校長	堂脇真理子	
21	佐伯商工会議所 専務理事	岩崎栄	
22	佐伯市区長会連合会 会長	宮崎正豊	
23	佐伯市福祉保健部 部長	加藤壮二	
24	佐伯市教育委員会 学校教育課 課長	柳井慎也	

■発行年月／令和6年3月

■発 行／佐伯市

■編 集／佐伯市 福祉保健部 障がい福祉課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

☎(0972)22-4514



佐伯市障がい者計画(第4次)
佐伯市障がい福祉計画(第7期)
佐伯市障がい児福祉計画(第3期)